



(案)

第三期 鹿島市子ども・子育て支援事業計画

～あの子もこの子も鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島



令和7年3月

鹿島市

目 次

第Ⅰ部 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
(1) 第三期計画策定のねらい	3
(2) 計画の位置付け	4
2. 計画の概要	5
(1) 計画の期間	5
(2) 計画の対象	5
(3) 策定体制	5
(4) 国が提示する「量の見込み」の算出等の考え方	6
第Ⅱ部 鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方	7
1. 基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	11
4. 主要施策の方向	12
(1) 子育て世代への支援	12
(2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進	13
(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備	14
(4) 子育てと社会参加の両立支援	15
(5) 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	16
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	16

第Ⅲ部 事業計画.....	19
1. 教育・保育提供区域の設定.....	21
2. 教育・保育の提供体制の確保.....	21
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	21
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進.....	23
(3) 教育・保育の質の向上.....	23
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	23
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	24
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	24
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	37
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	37
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	38
(3) 障がい児に対する施策の充実.....	38
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....	39
(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し.....	39
(2) 事業主の取組の促進.....	39
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進.....	39
6. 計画の推進体制.....	40
(1) 関係機関等との連携.....	40
(2) 計画の達成状況の点検・評価.....	40
第Ⅳ部 鹿島市の子ども子育てを取り巻く状況.....	41
1. 人口・世帯数等の動向.....	43
2. 教育・保育施設の状況.....	47
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	48
4. ニーズ調査結果の概要.....	56
(1) 調査の概要.....	56
(2) 調査結果の報告.....	58

5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	69
6. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題.....	82
(1) 教育・保育施設の充実.....	82
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実.....	82
(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	83
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進.....	84
(5) 安全・安心な子育て環境の充実.....	84
(6) 青少年の健全育成の充実.....	84
第V部 参考資料.....	85
1. 計画策定の経緯.....	87
2. 鹿島市子ども・子育て会議条例.....	88
3. 鹿島市子ども・子育て会議委員.....	89

第Ⅰ部

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 第三期計画策定のねらい

鹿島市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、令和2年には第一期の基本理念を引き継ぎ、「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進行や、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の存在、女性の就業率の上昇により高まる保育需要への対応などが課題となっています。国では、令和5年4月に子ども政策を強力に推進していくことを目指した「こども家庭庁」を設置し、「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」を着実に実行するための施策が進められています。

今後も社会や制度の変化に対応しながら、保護者がどのように子育てや就労、生活をしていきたいかといった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその家族が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

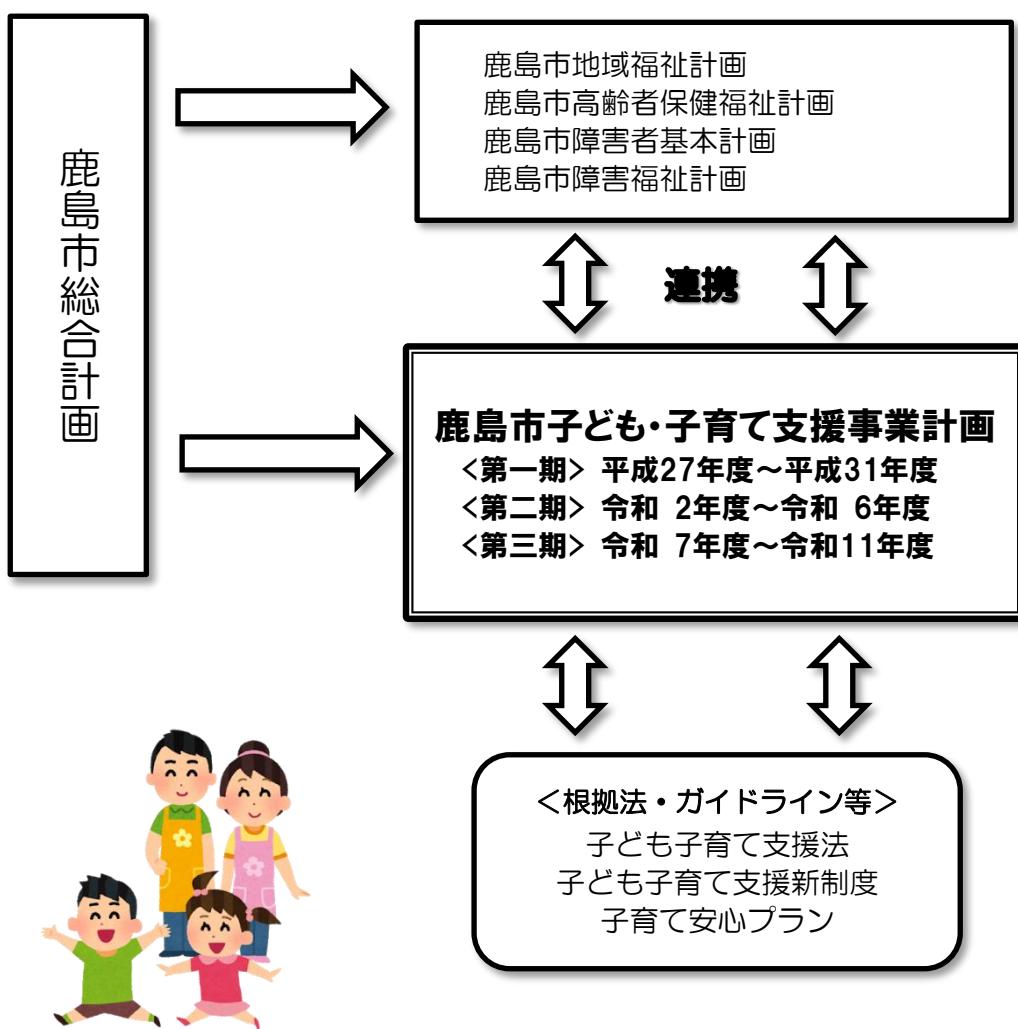
(2) 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に沿って策定するものです。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『鹿島市総合計画』との整合性を保ちながら、『鹿島市地域福祉計画』『鹿島市高齢者保健福祉計画』『鹿島市障害者基本計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものであります。

なお、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

＜計画位置付けのイメージ図＞



2. 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間とします。



(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「鹿島市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議を始め、また第二期計画時の各種事業の実績に伴う点検・評価などを踏まえながら、次のような点について調査・審議をしました。

- ① 第二期計画と比較し、見直すべきところはないか（新規事業参入や計画値に乖離がないかなど）
 - ② 潜在的なものを含め、教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか
 - ③ 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
 - ④ ニーズ量に見合う地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等）が計画的に盛り込まれているか
 - ⑤ 各事業の点検評価や進捗状況の報告など

（4）「量の見込み」の算出等の考え方

量の見込みは、国より提示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（令和5年9月20日公表 令和6年10月10日改訂）に従って算出します。ただし、各市町村において、子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によりニーズ把握・算出することも可能となっています。

第Ⅱ部

鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方

1. 基本理念

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（下記参照）」における「子ども・子育て支援の意義」を踏まえつつ、第一期・第二期計画の取り組みを継続・発展させるため、基本理念を次のとおり掲げ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

基 本 理 念

～あの子もこの子も鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

【国の基本指針より】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す
- 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながから子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する
- 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る（妊娠・出産期からの切れ目のない支援）
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす

以下は、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理したものです。

- ◆本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支えあっていくという視点 等々

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子どもの健全な成長を支援する。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりを推進する。
- ◆切れ目のない子育て支援の充実を図る。

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる家庭・教育環境を推進する。

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備を図る。
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るために地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的にかかわれる環境整備を推進する。

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また、家庭においては、男女が協力して子育てを進めることができ大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働いているすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワークライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援として保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国・県・保健所・児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

4. 主要施策の方向

基本的には第二期計画を踏襲した方向性を示していますが、その計画時には無かった新規事業を加味しながら今後のあり方を具体的に示します。

(1) 子育て世代への支援

①子育て支援サービスの充実【福祉課】【保険健康課】

子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や情報提供のほか、講習会・イベント等を実施し、子育て支援のさらなる充実を目指しています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助をしたい人、必要とする人を会員として組織し、会員間相互で子育ての援助を行う体制づくりの支援を行っています。

今後も、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置付け、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、様々な子育て支援の活動を実施し、併せて高齢者等も含めた多世代間の交流の場づくりを推進します。

全ての子育て家庭に対しての支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる乳児等通園支援事業（「子ども誰でも通園制度」）を創設します。

また、主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動や母子保健推進員活動等を通じて、子育て家庭の様々な状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

②経済的支援の充実【福祉課】【保険健康課】【商工観光課】

保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、令和6年10月からの児童手当の拡充をはじめ、医療費助成や幼児教育・保育の無償化など各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環である不妊治療に関わる費用の一部助成や妊婦健康診査費用の一部助成の継続や、妊婦への出産準備として応援金を支給します。子どもを生み育てられる経済基盤としての就業の場の確保は、次世代育成支援に関わらず、市としての重要課題であることから、地場企業の育成、企業誘致の促進等、継続して就業の場の確保に努めています。

③相談体制、情報提供の充実【福祉課】【保険健康課】

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊娠期は、出産後の生活スタイルが具体的にイメージできず、子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安感を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を図り、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めるこ

とができるよう支援に努めます。

さらに、鹿島市子育てインフォメーション「てとて」による情報提供や、子育てアプリの配信のほか DX を活用した利便性の向上に取り組んでいきます。

④こども家庭センターの設置【保険健康課】【福祉課】

鹿島市保健センター内に妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口である「子育て総合相談センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に対応しています。

また、令和4年4月に児童福祉法に基づく「鹿島市子ども家庭総合支援拠点」を福祉課内に設置し、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげています。

今後は、この二つの機能を連携しながら、子育て世帯を一体的に切れ目なく支援することを目的とした「こども家庭センター」を設置します。

(2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の整備【保険健康課】

健やかな子どもの成長と、母親が安心して子育てができる環境整備のために、保健師や助産師、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査受診票(補助券)の交付や訪問等により、妊娠期の健康の保持に努めます。妊産婦等に寄り添い面談や継続的な情報発信等を行うほか、退院後の母子に対して専門職の訪問による心身のケアや育児のサポートが実施できる体制を構築します。

また、産婦健康診査受診票(産後2週間と産後1か月の2回)を交付し、支援が必要な産婦には医療機関と連携して支援を行います。

②親子の健康の確保【保険健康課】

子どもを生み、健やかに安心して育てるため、そして生涯にわたる健康維持のために、妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保は欠かせないものです。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣を確立するための健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳児健診、1歳6か月および3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見とともに、安心して子育てできるよう保育園等と連携し、また広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。

③食育の推進【保険健康課】

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけではなく、規則正しい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。また、食事の時間は、家族間の交流

のためにも大切な時間です。そのことを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、母性の健康の確保を図るためにも、妊産婦等を対象に食に関する情報の提供に努めます。

(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

①学校における教育環境の整備【教育総務課】【生涯学習課】

子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育成するために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視していきます。

さらに、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育てることを目指した「キャリア教育」の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題等に対応するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、子どもの心の問題に寄り添った対応をしていきます。

さらに、子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図ります。

学校運営協議会制度（コミュニティスクール）や学校評価を活用し、地域の意見や知恵を教育方針に反映させ、「地域とともににある学校」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進め、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上【福祉課】【教育総務課】【生涯学習課】

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。基本的な生活習慣をはじめ、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

また、家庭学習の習慣化に向けた学習指導の工夫を行い、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ります。

③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【教育総務課】

パソコンやスマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しています。「鹿島市小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」に基づき、情報化社会におけるインターネットの適正な利用に向けて、長時間の利用、不用意な個人情報の流出を防ぐための学習の機会の充実を図ります。スマートフォン等の長時間使用による生活リズムの乱れ、薬物の乱用、喫煙や飲酒に

による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるような知識の形成と子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めできる環境づくりに努めます。

また、丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促し、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

(4) 子育てと社会参加の両立支援

①就業環境の整備【男女共同参画推進室】

女性の就労定着や社会参加が進む中、仕事と育児の両立支援を通じて、誰もが働きやすい環境を作り出すことが子育て支援策には重要です。

そのためには、仕事とプライベートの生活を調和させ、両方の時間を適切に管理するワークライフバランスの意識づくりに積極的に取り組みます。

そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や柔軟な働き方の推進として、フレックスタイム制度やテレワークのなど、企業を含めた関係機関での取り組みを継続して推進します。

②保育サービスの充実【福祉課】

就労形態の多様化等、さまざまな社会的变化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、内容の充実に努めます。また、新たに乳幼児等通園支援事業に取り組んでいきます。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【福祉課】

本市では、保護者が日中就労等のため自宅にいない家庭の小学生を、授業の終了後に預かる適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブを実施しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。入部基準に基づいた適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、利用児童の拡充に伴う放課後児童クラブの施設整備や支援員の確保を図ります。今後、小学校余裕教室などの活用、地域住民の団体との連携等、効果的・効率的な取り組みを検討していきます。

④放課後子ども教室推進事業の充実【生涯学習課】【福祉課】

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に、「ヒカルの碁鹿島スクール」や「体育館開放」などの放課後子ども教室を実施します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、又は連携して実施する「放

「課後子どもプラン」については、関係各課、放課後児童クラブの支援員が連携して共通プログラムの企画・立案を行い、すべての児童の安全・安心な居場所の確保などの放課後対策事業に取り組んでいきます。

（5）専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実【福祉課】

報道が伝える児童虐待は、全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携により、要保護者等対策地域協議会の設置や相談体制の整備等、早期発見と適切な支援を一層充実します。

さらに、社会的養護については、里親による家庭的養育や養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアにも配慮していくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援【福祉課】

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭等の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、困難な状況にある子どもとその家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援【福祉課】【保健健康課】【教育総務課】

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体で障がいのある子どもを温かく見守りながら社会生活を共にするために、「鹿島市障害福祉計画」に基づく居宅介護、短期入所、児童発達支援等のサービス等の充実に努め、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、多様なニーズに対応するため相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

令和2年4月に整備された「児童発達支援センター」を地域の中核的な療育支援施設とし、専門機能を活かして地域の障がいのある子どもや家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を行います。

障がいのある児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実と、就学前から学校卒業まで一貫した支援の充実を図ります。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成【福祉課】【教育総務課】【生涯学習課】

家族とのふれあいや地域の交流の中で身についた知識や経験は、その後の社会生活の中で大変重要な意味を持っています。昨今の社会構造の変化に伴い、地域を含め、人とのふれあいの機会が減っている子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取り組みが必要となっています。

そのために、子どもにかかわるボランティアや関係団体等の人材の養成を図り、子どもへのさまざまな体験活動等の充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、地域とともにある学校づくりに努めます。

②子どもの安全の確保【総務課】【教育総務課】

子どもを交通事故から守るためにには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取り組みに継続して努めます。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備【総務課】【教育総務課】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとっては大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るための地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備【建設住宅課】【都市計画課】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道路が狭い、歩道がない等、安全な道路環境とはいえない箇所もあります。安全性の確保やまちづくりの観点に立って、道路を新設または改良する際には、バリアフリー化など歩行者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園の遊具等の適切な管理を図ります。

さらに、安心して子どもを生み育てられるように、新婚・子育て世帯向けの定住促進住宅を供給し、より良い親子関係の形成と子どもの育ちを支援します。





第Ⅲ部

事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することになっています。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、「小学校区単位」とします。

2. 教育・保育の提供体制の確保

（1）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園が多く利用されています。ほかにも下記のような施設があります。

＜地域型保育の種類＞ ※以下の4つの保育事業は市の認可が必要です。

- 小規模保育 （利用定員6～19人）
- 家庭的保育 （利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育 （保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育 （従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育の提供）

＜認可外保育について＞ ※市の認可は不要ですが、県への届出は必要です。

- ◎事業所内託児所 （保育を必要とする従業員の枠のみ）
- ◎企業主導型保育 （従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能。「公益財団法人 児童育成協会」から助成措置があります。）

計画期間における「量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査の本市に居住する子どもの「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

認定区分	算出対象 児童年齢	提供施設	
1号認定	3～5歳 (教育のみ)	幼稚園	認定こども園
2号認定	3～5歳 (保育の必要あり)	保育所	認定こども園
3号認定	0～2歳 (保育の必要あり)	保育所	認定こども園

②量の見込みと確保の方策

市全域		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳 教育希望	3~5歳 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
令和7年度	量の見込み①		127人	573人	125人	136人	149人
	確保方策 <small>(提供量)</small>	教育・保育施設	140人	615人	129人	143人	154人
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		合計②	140人	615人	129人	143人	154人
	②-①=		13人	42人	4人	7人	5人
令和8年度	量の見込み①		133人	526人	120人	122人	133人
	確保方策 <small>(提供量)</small>	教育・保育施設	150人	565人	139人	132人	145人
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		合計②	150人	565人	139人	132人	145人
	②-①=		17人	39人	19人	10人	12人
令和9年度	量の見込み①		140人	484人	115人	101人	128人
	確保方策 <small>(提供量)</small>	教育・保育施設	160人	525人	130人	123人	134人
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		合計②	160人	525人	130人	123人	134人
	②-①=		20人	41人	15人	22人	6人
令和10年度	量の見込み①		147人	446人	111人	99人	107人
	確保方策 <small>(提供量)</small>	教育・保育施設	160人	484人	130人	109人	118人
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		合計②	160人	484人	130人	109人	118人
	②-①=		13人	38人	19人	10人	11人
令和11年度	量の見込み①		147人	428人	107人	88人	96人
	確保方策 <small>(提供量)</small>	教育・保育施設	160人	475人	130人	99人	108人
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		合計②	160人	475人	130人	99人	108人
	②-①=		13人	47人	23人	11人	12人

※教育・保育施設：幼稚園、保育所、認定こども園

※地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※企業主導型保育事業：事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育
提供可能

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもつ施設です。現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため、子どもの送迎や保護者の通勤にも配慮し、適正に配置します。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員（保育士や幼稚園教諭・保育教諭）が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

今後も引き続き、市内幼保小連絡協議会を開催し、幼保小連携教育の強化・充実に努めていきます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に幼稚園、保育所、認定こども園等の整備を行っていきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時においては、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者については、円滑に利用できるよう環境整備を行ったところであります、今後も実施していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

第三期子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の18事業を実施することになっています。

地域子ども子育て支援事業	対象年齢	担当部署
①利用者支援事業 (1)特定型 (2)子ども家庭センター型（母子保健機能分） (3)妊婦等包括相談支援事業型	0歳～小学6年生 0歳～5歳 妊産婦	(1)福祉課、子育て支援センター (2)(3)保険健康課
②地域子育て支援拠点事業	0～2歳	福祉課、 子育て支援センター
③妊婦健康診査	妊婦	保険健康課
④乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	保険健康課
⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	0～18歳	福祉課、 子育て支援センター
⑥子育て短期支援事業	0～18歳	福祉課
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0歳～小学6年生	福祉課、 子育て支援センター
⑧一時預かり事業 (1)幼稚園型 (2)一般型	(1) 1～5歳 (2) 0～5歳	福祉課
⑨延長保育事業	0～5歳	福祉課
⑩病児・病後児保育事業	0歳～小学6年生	福祉課
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生	福祉課
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	-----
⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業		-----
⑭子育て世帯訪問支援事業	0～18歳	-----
⑮児童育成支援拠点事業	0～18歳	-----
⑯親子関係形成支援事業	0～18歳	-----
⑰妊婦のための支援給付	妊婦	保険健康課
⑱産後ケア事業の提供体制の整備	産婦・乳児	保険健康課
⑲乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）	6ヶ月～満3歳未満	福祉課

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「量の見込み」を定めます。ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「確保方策」（提供量等）を設定します。

①-(1)利用者支援事業・特定型（子育て支援センター）

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等をするとともに、関係機関との連絡調整等を図る事業です。



量の見込みと確保方策

単位：(設置) か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策(提供量)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○市全域を対象として鹿島市子育て支援センターに利用者支援専門員を配置します。

○主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

①-(2)利用者支援事業・子ども家庭センター型（母子保健機能分）

(子育て総合相談センター)

事業概要

子育てに関する総合的な相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行うコーディネート的役割を担います。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行います。

量の見込みと確保方策

単位：(設置) か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策(提供量)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○市全域を対象として本市保健センター内に専門職を配置し、量の見込みを確保します。

○妊娠届出等の機会に得られた情報を基に必要に応じて、継続的に支援を行います。

○要支援者の会議等を通して連携強化を図ります。

①ー(3)利用者支援事業・妊婦等包括相談支援事業型

事業概要

妊婦・その配偶者に対し、妊娠時から妊娠婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぎます。

①妊娠届出時(面談) ②妊娠後期(アンケート) ③産後(面談)

量の見込みと確保方策

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	540	540	540	540	540
②確保方策(提供量)	540	540	540	540	540
②ー①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 各面談やアンケートのタイミングで専門職による面談(把握)を行い、量の見込みを確保します。
- 妊娠届出等の機会に得られた情報を基に必要に応じて、継続的に支援を行います。
- 子育てアプリ等にて継続的に情報発信を行います。

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流の場を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



量の見込みと確保方策

単位：人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②確保方策(提供量)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②ー①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 1日あたりの平均利用人数を約70人と想定して設定しており、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 保護者のニーズにあった内容の事業を実施し、周知に努めます。
- 親子で楽しめるイベントに取り組み、親子のふれあいの場の創出に努めます。
- 気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや、自主的な子育てサークルの活動の支援を行います。

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「計測」「保健指導」を実施するとともに、定期的に必要に応じた医学的検査を実施します。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間実受診者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	230	230	230	230	230
②確保方策(提供量)	230	230	230	230	230
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 受診しやすい体制の継続、診査内容拡充により妊婦の健康保持・増進を図ります。
- 広報や市ホームページなどを通して事業の周知に努めます。
- 産婦健康診査を実施し、支援が必要な場合は医療機関と連携し早期に介入します。
- 要支援者を把握した場合は、子育て総合相談センターへ繋ぎます。
- 母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取り組みを推進していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員や助産師・保健師で訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ訪問者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	150	150	150	150	150
②確保方策(提供量)	150	150	150	150	150
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 母子保健推進協議会と連携し訪問体制を構築します。
- 要支援者を把握した場合は、子育て総合相談センターへ繋ぎます。
- 子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

児童虐待の防止や適切な養育を確保するため、支援員が支援の必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業です。地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげます。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ訪問者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策(提供量)	6	6	6	6	6
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みは確保できる見込みです。
- 養育能力を向上させるため、家庭的状況に応じ計画的・継続的に支援を行います。
- 「要保護児童対策地域協議会要保護児童部会」や子育て総合相談センターで情報共有し、養育に関する必要な支援の検討を行います。
- 小学校において、児童・教員向けに児童虐待防止研修を行います。



⑥子育て短期支援事業

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライト	30	30	30	30	30
②確保方策(提供量)	35	35	35	35	35
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライト	30	30	30	30	30
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市外に受入体制（1ヶ所）。現状を維持することにより、供給確保を継続します。
- 保護者の多様な利用目的にも有用な支援サービスとして周知を図ります。
- 孤立した育児によって虐待事案に繋がらないよう、早急な対応を行います。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての手伝いができる人(援助会員)が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う活動の連絡、調整を行う事業です。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	250	250	250	250
②確保方策(提供量)	250	250	250	250	250
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 依頼・援助会員の確保のため、事業の広報・周知に努めます。
- 支援を必要とする人が円滑に利用できるよう、利用しやすい方策を検討します。
- 必要な知識を身に付けてもらうための養成講座、情報交換会などの開催によりセンターの質の向上を図ります。

⑧－1 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

幼稚園又は認定こども園の在園児（1号認定子ども）を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、一時的に保育ができなくなった保護者に代わって希望者を教育（保育）する事業です

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②確保方策(提供量)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 令和6年度は認定こども園4施設と幼稚園1施設で実施していますが、令和7年度からは認定こども園7園、幼稚園1園で実施する予定です。
- 在園児対象の事業のため、現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

⑧－2 一時預かり事業（一般型）

事業概要

保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加、また育児に伴う心理的・肉体的負担の解消など、一時的に保育が困難になった場合に保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所等で保育する事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	670	670	670	670	670
②確保方策(提供量)	670	670	670	670	670
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市内保育所及び認定こども園の全14施設において当事業が行われています。
- 現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。



⑨延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもを認定こども園や認可保育所等の通常開所時間11時間を越えて保育を行います。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②確保方策(提供量)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市内保育所及び認定こども園の全14施設において当事業が行われています。在園児対象の事業のため、現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 認可施設で適切な職員配置に努め、実施体制を確保します。
- 実績値では利用者数が減少しているものの、保護者の勤務時間延長やシフトの変動も考えられることから、適切な人員配置、保育士の勤務体系の確保を図っていきます。

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを医療機関等の専用施設で一時的に預かり看護及び保育を行います。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策(提供量)	100	100	100	100	100
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○現在、他市町において受入体制（事前登録制）があります。今後も一定程度の需要量の見込みがあることから、引き続き受入体制の確保を図ります。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭でみることができない小学生を預かり遊びや生活支援を通して児童の安全確保や健全育成を図る事を目的とした事業です。



市内の各小学校で事業を実施します。

量の見込みと確保方策

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	103	99	97	91	85
②確保方策(提供量)	105	105	105	105	105
②-①=	2	6	8	14	20

鹿島小学校区

単位：人

明倫小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	157	152	147	139	129
②確保方策(提供量)	155	155	155	155	155
②-①=	-2	3	8	16	26

北鹿島小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	53	52	49	45
②確保方策(提供量)	70	70	70	70	70
②-①=	15	17	18	21	25

能古見小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44	43	42	40	37
②確保方策(提供量)	55	55	55	55	55
②-①=	11	12	13	15	18

※令和6年度より拡大して開設中

浜小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44	43	42	40	37
②確保方策(提供量)	60	60	60	60	60
②-①=	16	17	18	20	23

古枝小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	69	67	64	59
②確保方策(提供量)	70	70	70	70	70
②-①=	-2	1	3	6	11

七浦小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	23	22	21	19
②確保方策(提供量)	39	39	39	39	39
②-①=	16	16	17	18	20

七浦小学校(音成分子校)

単位：人

※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	8	8	7
②確保方策(提供量)	15	15	15	15	15
②-①=	6	6	7	7	8

※音成分子校では1～2年生の受入を行っています。

提供体制と確保方策について

- 確保の内容は、クラブごとに、施設の面積要件や1クラス当たりの人数（40人以内）により設定しています。
- 低学年児童は、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 放課後児童クラブの対象児童は、小学1年生～6年生までとなります。ただし、高学年児童の利用については、低学年を優先的に受け入れることとし、高学年の児童については、実施場所の確保や利用状況をみながら、受け入れしていくこととしています。
- 支援員に対して、児童健全育成に必要な知識や技術に関する研修、支援員相互の連絡調整を行い定期的な会議を実施しながら、資質の向上を図ります。
- 教育委員会と連携し、子どもの安全・安心な居場所として小学校の余裕教室等を利用した「一体的」な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を進めます。
- 児童の自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等、児童の健全な育成を図ることを目的とし、児童一人ひとりの特性や環境に十分配慮するとともに、学校や専門機関等と密に連携しながら支援を行います。



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

提供体制と確保方策について

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園する子どもの給食費（副食費に限る）は、本事業の補足給付により保護者の負担を免除することとなりました。

現在、本市内に新制度未移行幼稚園はなく、市外の当該施設を利用している児童もないため本事業の実施予定はありませんが、今後利用者がいれば、事業者とも連携を図りながら給付事業を行っていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

提供体制と確保方策について

当面の実施予定はありませんが、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であるとともに、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要です。本事業は、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施することになり、今後必要があれば本事業の取り組みの検討を行っていきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

提供体制と確保方策について

当面の本事業の実施予定はありませんが、既存事業を継続しながら地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で、必要があれば実施の検討を行っていきます。

⑮児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなど状況に応じた包括的な支援を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

提供体制と確保方策について

当面の本事業の実施予定はありませんが、既存事業を継続しながら地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で、必要があれば実施の検討を行っていきます。

⑯親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

提供体制と確保方策について

当面の本事業の実施予定はありませんが、既存事業を継続しながら地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で、必要があれば実施の検討を行っていきます。



⑰妊婦のための支援給付

事業概要

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）の支援を効果的に組み合わせ、妊婦であることの認定後に5万円を支給、その後妊娠している子どもの人数の届け出後（出産後）に子どもの人数×5万円を支給することにより、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。

量の見込みと確保方策

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	360	360	360	360	360
②確保方策(提供量)	360	360	360	360	360
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 妊娠届出時や産後に周知を行い、量の見込みを確保します。
- 給付の機会に得られた情報をもとに必要に応じて、継続的に支援を行います。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。

⑯産後ケア事業の提供体制の整備

事業概要

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

量の見込みと確保方策

単位：人／助産師配置数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
② 量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策(提供量)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 専門職によるアウトリーチ型（訪問）が実施できるよう体制を構築します。
- アウトリーチ型以外の宿泊型・デイサービス型については、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で必要に応じて検討を行います。

⑰乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

事業概要

保護者の就労等要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育所等を柔軟に利用できる新たな制度を構築し、生後6ヶ月から満3歳未満の子どもの育ちを支援します。

量の見込みと確保方策

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ 量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策(提供量)	8	8	8	8	8
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施、令和8年度以降は新たな給付制度として実施します。
- 計画期間中の量の見込みについては、今後の提供体制の範囲内で確保できる見込みです。

4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護者等対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、必要な場合には児童相談所へ早急に支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組みます。

①相談体制の整備や関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護者等対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の関係各課のほか、児童相談所、民生児童委員、保育所、学校、教育委員会、警察等、幅広い関係者が参加し、ネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応の実現のため、専門性を有する職員の配置や、講習会等への参加を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健診や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生児童委員やNPO等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援に

つながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（3）障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断等を継続して推進します。

現在、市心身障害児通園施設「すこやか教室」で、心身の成長や発達の遅れに心配のある就学前の子どもに対し、療育を通して、集団活動への適応や保護者への助言を行っています。これからも身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりに適切な支援等を充実させることにより、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援を行うことで子どもやその保護者に安心感のあるサポートを行います。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がいに対する理解及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報提供を行うほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の連携に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設あるいは地域型保育事業等は、関係機関との連携を図り、障がいのある子どもの受入れを推進します。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

仕事と生活の調和が実現した社会を実現するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つが必要とされています。

そのため本市では、子どもを生み育てやすく、働きやすい職場の環境づくりのため、仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に連携し、育児休業取得やフレックスタイム制度テレワーク制度の導入等の環境整備の促進を図ります。

(2) 事業主の取組の促進

仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方の選択肢を提供し、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業をホームページや広報へ掲載して紹介していきます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る企業への社会的評価の向上に努めるとともに、再就職しやすい環境づくりに取り組む企業への支援等について、市独自での取組も含め検討していきます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

ホームページや広報、様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

近年はワーク・ライフ・バランスに対する理解も進み、父親が育児休暇を取得するケースも増えてきています。父親も参加できるようなイベントや講座の開催を計画するとともに、子育てに積極的に参加できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

6. 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、円滑な事務の実施を含め府内の関係各課間の密接な連携を図るとともに、国・県との間においても、必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町とも連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

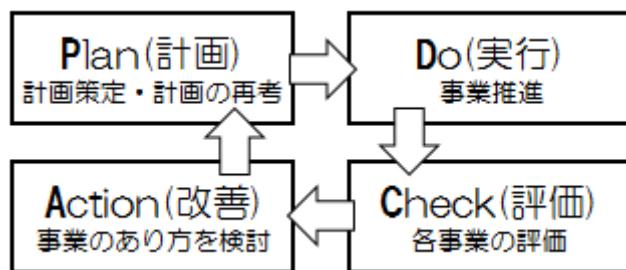
さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めています。

また、就学前に幼稚園や保育所等を利用する子どもが円滑に小学校や放課後児童クラブに対応できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「鹿島市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます（PDCAサイクル※による推進・管理体制の実施）。

【子ども・子育て支援事業計画にかかるPDCAサイクル】



◎子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、社会情勢など時流に伴い変化していきます。本事業計画は理念だけのものにとらわれず、その時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かく進捗状況を行いながら計画を見直していくPDCAサイクルが不可欠となります。本市では上図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクル：事業活動における生産、品質管理などの管理業務を円滑に進める手法。

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、業務を継続的に改善する。

第IV部

鹿島市の子ども子育てを取り巻く状況

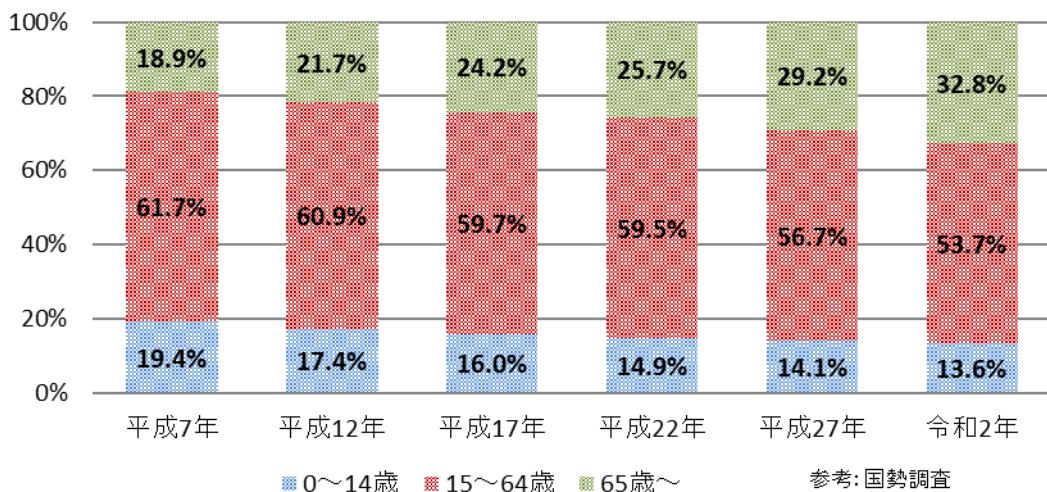
1. 人口・世帯数等の動向

①総人口・年齢別人口区分の推移

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。

年少人口（0～14歳）比率は平成7年の19.4%から令和2年の13.6%まで減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）比率は平成7年の18.9%から令和2年の32.8%まで増加しています。

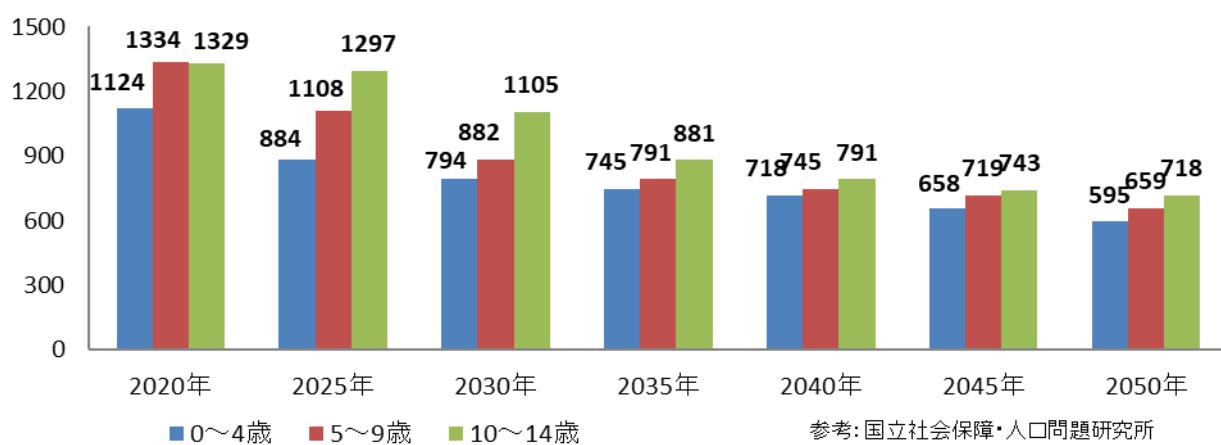
◆総人口・年齢別人口区分の推移◆



●国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの本市の年少人口の5歳区分毎の2050年までの推計人口をみると、いずれの年齢層も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、本市での教育・保育施設への待機児童は発生していないものの、時間外保育や一時預かり保育など保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取り組みが求められています。

◆年少人口の推計(0～14歳)◆

(単位:人)

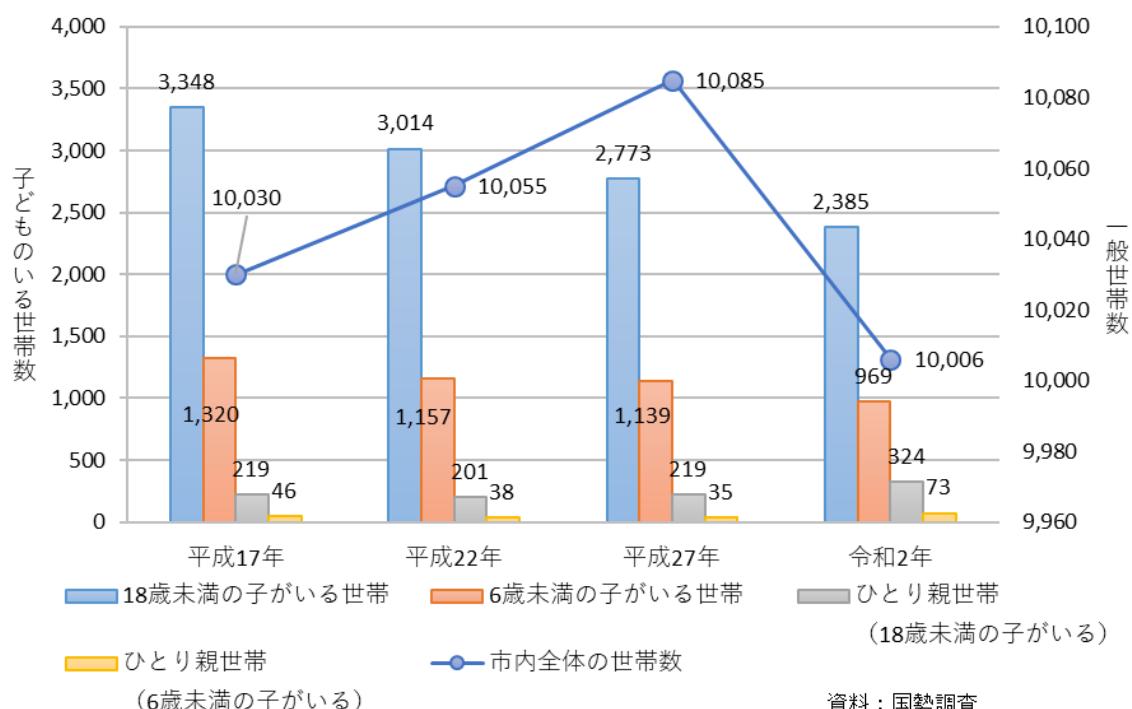


②子育て世帯の推移

●増加傾向であった一般世帯数は、平成27年以降減少しています。子育て世帯についても、6歳未満の子がいる世帯、18歳未満の子がいる世帯は、ともに減少しています。また、子どものいる世帯に対するひとり親世帯が占める割合は、年々増加している傾向です。

18歳未満の子がいるひとり親世帯は、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

◆子育て世帯の推移◆

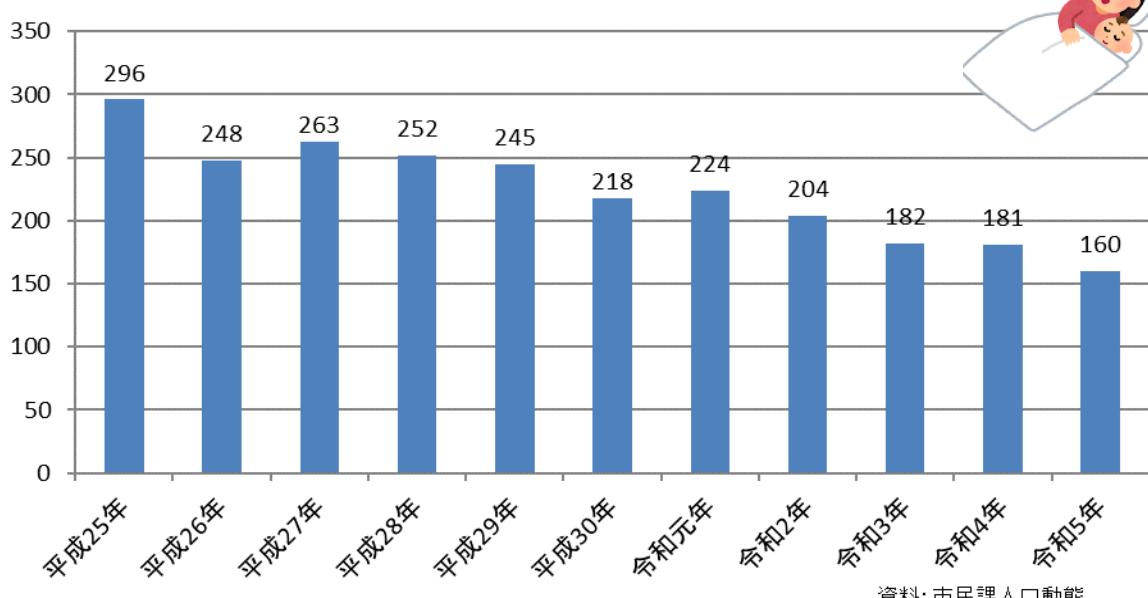


③出生の動向

●本市における平成25年以降出生数は、300人を割り込む状況であったのが、令和3年度以降は200人を割り込むようになり、少子化が進行しています。

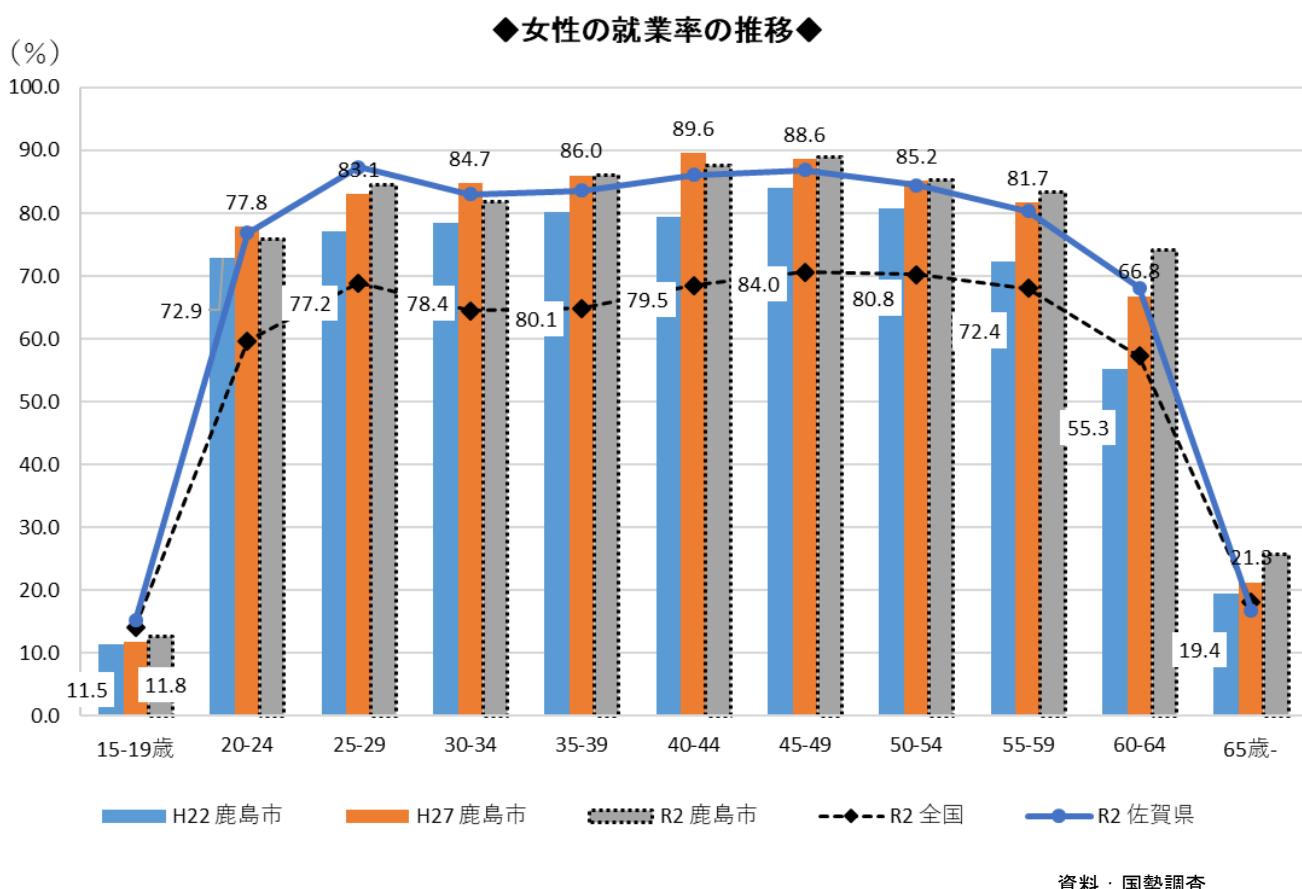
単位: 人

◆出生数の推移◆



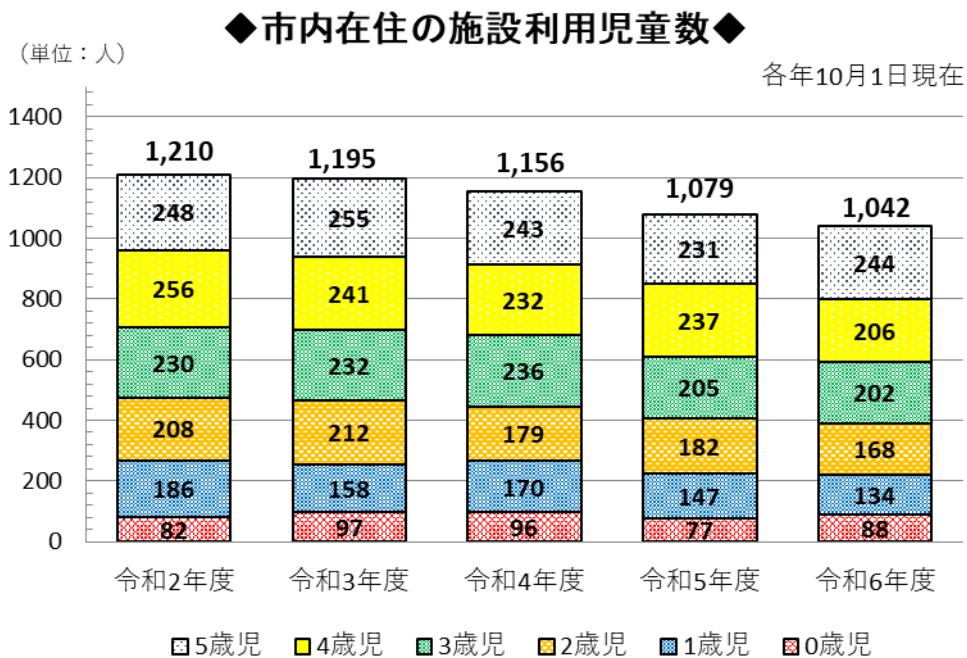
④女性の就労の状況

●本市の女性の年齢別就業率を見ると、子育て世代の中心となる20代から30代は、平成22年から比較しても、平成27年・令和2年は増加、かつ全国平均を大幅に上回っています。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場の両立支援をより一層すすめられるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



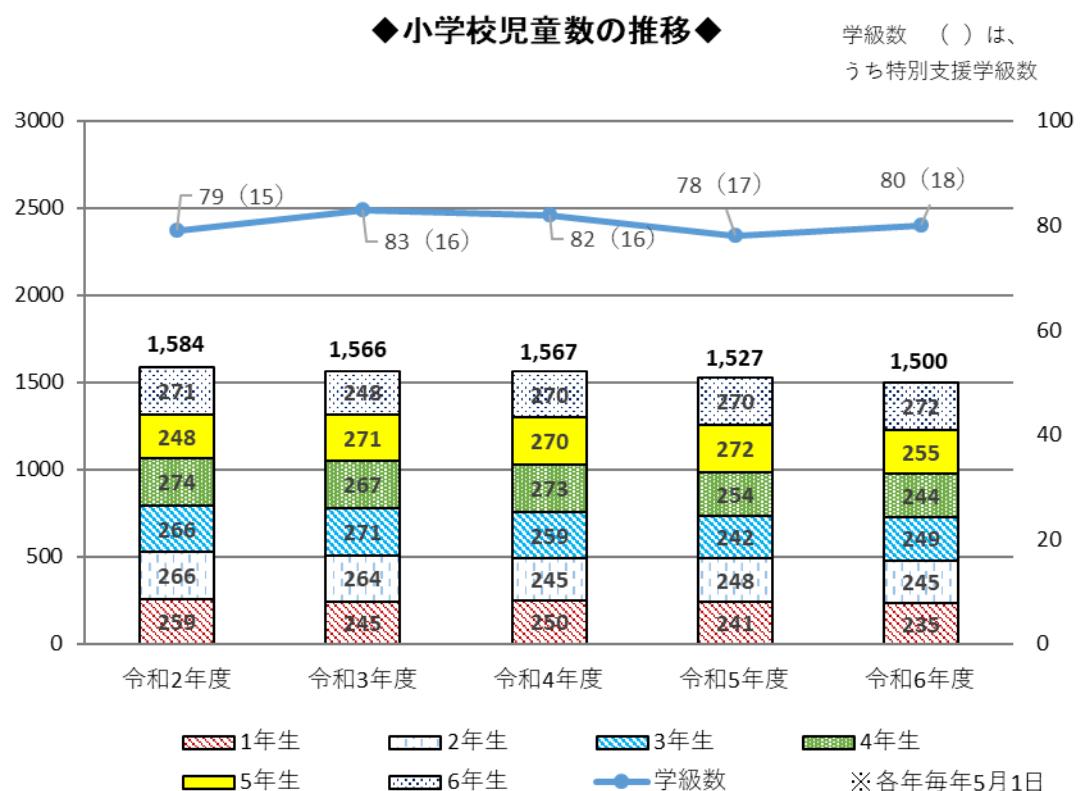
⑤市内在住の施設利用児童数

●令和6年10月1日現在、市内には認可保育所が11ヶ所、認定こども園が4ヶ所、幼稚園が1ヶ所あります。各施設の利用児童数は減少傾向となっており、令和6年10月1日現在では1,042人となっていますが、年度末につれ施設利用者数は増える傾向となっています。



⑥小学校の状況

●市内の7小学校の児童数は令和2年度からすると、減少傾向となっており、令和6年5月1日現在では1,500人、学級数は80学級となっています。そのうち、21学級は特別支援学級です。



2. 教育・保育施設の状況

●市内施設の入所児童数の推移

(各年10月1日現在／単位：人)

市内施設		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
教育・保育施設	保育所	保育所めぐみ園	87	86	77	67	60
		アソカ保育園	97	98	89	85	82
		鹿島保育園	70	69	68	56	55
		誕生院保育園	123	112	125	105	94
		若草保育園	59	45	43	47	47
		海童保育園	94	97	98	85	85
		共生保育園	52	47	40	35	31
		おとなり保育園	23	27	24	15	12
		飯田保育園	27	23	22	16	16
		旭ヶ岡保育園	119	102	110	107	114
	認定こども園	七浦保育園	35	38	37	36	30
		みどり園（R5～）	93	90	92	88	84
		ことじ保育園（R3～）	114	111	116	110	98
		能古見保育園（R3～）	44	46	39	40	40
	幼稚園	明朗幼稚園	77	93	83	93	83
		鹿島カトリック幼稚園	33	41	34	34	30
		織田病院託児所	5	4	4	7	6
認保可外所	好日の園託児所わかば	好日の園託児所わかば	5	14	2	—	—
		別府整形外科託児所ばんび	11	4	3	—	—
	総数（計19施設）		1,168	1,147	1,106	1,026	967

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気などのため家庭で保育をすることのできない子どもを預かり、保護者に代わって保育します。本市には現在、認可保育所が11ヶ所、認可外保育所（事業所内託児所）が1ヶ所あります。

認定こども園は、幼児期の教育と保育を総合的に提供できる、幼稚園と保育所を1つにした施設です。本市には4ヶ所あります。

幼稚園は、保護者の就労の有無にかかわらず家庭では体験できない集団生活やルールを学ぶ施設です。本市には1ヶ所あります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

第二期子ども・子育て支援事業計画では、子ども子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて以下の13事業を実施することになりました。

各事業の取り組み状況は以下のとおりとなります。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリー・サポート・センター事業
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1. 利用者支援事業

事業内容

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

「鹿島市子育て総合相談センター」では、保健師等が専門的見地から相談支援等実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行いました。

実績

単位：人（延べ利用者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター	211	79	178	193	211
子育て総合相談センター（電話・来所）	742	889	405	1,196	769

2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業内容

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。気軽にいつでも集える場として常設「ひろば」を開設し、子育て支援を行っています。

子育て親子の相互交流の場として、「ひろばの集い」を実施しています。

実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひろばの集い	742人	279人	209人	238人	1,161人
子育てひろば	16,831人	9,144	9,233人	9,159	14,261人
子育て相談業務	3,551件	1,818件	1,851件	1,533件	1,930件

3. 妊婦健康診査

事業内容

妊娠期から出産までで妊婦の体調管理や費用負担軽減を図るために、14回の妊婦健診受診票（補助券）を交付しています。

実績

単位：人（実人員）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健センター	321	323	307	255	255

4. 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健推進員による訪問を実施しており、4ヶ月健診の受診勧奨や育児に関する不安や悩みの相談に対応する事業です。

実績

単位：人

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健センター	226	176	178	147	124

5. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業等により専門的相談支援が必要と認めた家庭、養育者が子育てに対して強い不安等を抱える家庭及び虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対して市保健師や関係機関による相談支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は 地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

実績 養育支援訪問事業

単位：人（延べ対応者数）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター	36	12	0	0	0

実績 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 単位：回（研修開催数）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉課	—	—	—	2	8

6. 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業とは、保護者が仕事や疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって実施施設において一時的に児童を養育することにより、家庭の子育てを支援する事業です。

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】…宿泊を伴って養育する。

【夜間養護等(トワイライト)事業】…平日夜間又は休日に不在となる場合に一時的に養育する。

鹿島市の取組状況

【利用対象者】鹿島市在住の児童

【実施施設】児童養護施設 済昭園（嬉野市塩田町）

実績

単位：人（延べ利用者数）

施設名	事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童養護施設 済昭園	ショートステイ	4	2	0	14	0
	トワイライト	51	48	19	4	35

7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての手伝いができる人(援助会員)が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う活動の連絡、調整を行う事業です。

実績

単位：人（延べ利用者数）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター	30	17	69	261	289

8-1. 一時預かり事業

事業内容

一時預かりとは、保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加など、一時的に保育ができなくなった場合に、保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所で保育する事業です。

鹿島市の取組状況

○市内すべての保育所で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

利用料金 4時間を超える場合 2,000円

4時間以内の利用の場合 1,000円

(保育所によっては給食費の実費分の利用負担があります。)

8-2. 幼稚園型の預かり保育

事業内容

幼稚園又は認定こども園の在園児（1号認定子ども）を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

施設名	教育（保育）時間	預かり保育時間
みどり園	8:30-16:30	16:30-19:00
ことじ保育園	9:00-16:00	16:00-19:00
能古見保育園	9:00~16:00	16:00-18:30
明朗幼稚園	7:00~14:15	14:15~18:00
鹿島カトリック幼稚園	8:00~15:00	15:00~個別相談

9. 延長保育事業

事業内容

延長保育とは、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11 時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

鹿島市の取組状況

市内すべての保育所で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

保育所名	開所時間（延長時間含む）	延長保育時間帯
みどり園	7:00~19:00	18:00~19:00
保育所めぐみ園	7:00~19:00	18:00~19:00
アソカ保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
鹿島保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
誕生院保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
ことじ保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
能古見保育園	7:00~18:30	18:00~18:30
若草保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
海童保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
共生保育園	7:30~19:00	18:30~19:00
おとなり保育園	7:00~18:30	18:00~18:30
飯田保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
旭ヶ岡保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
七浦保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
明朗幼稚園	7:00~19:00	18:00~19:00



10. 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業とは、病児・病後児概ね8歳以下の幼い子どもが病気になり、(病気療養中)回復のために自宅療養が必要で保育所や学校に行けない場合に、仕事を休めない保護者が子どもを安心して預けられるよう医療機関等で保護・看護する事業です。

鹿島市の取組状況

【利用対象者】概ね8歳以下の児童



①樋口医院（嬉野市）

【利用時間】8時30分～17時30分（月～金）

※土曜日は12時まで。日曜日、祝日、年末年始は除く

【利用料】2,000円/日、食事代500円 半日の場合利用料1,000円

②古賀小児科内科病院（江北町）スマイルルーム

【利用時間】8時00分～18時00分（月～金）

※土曜日は13時まで。日曜日、祝日、年末年始は除く

【利用料】5時間以上1,000円、5時間未満500円

③病児・病後児保育施設「テトテ」（武雄市）遊学舎 武雄こども園敷地内

【利用時間】8時00分～17時00分（月～土）

※日曜日、祝日、お盆（8/12～15）、年末年始（12/29～1/3）は除く

【利用料】1日1回1,000円

実績

単位：人（延べ利用者数）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(嬉野市)樋口医院	0	2	8	0	6
(江北町)古賀小児科内科病院 (スマイルルーム)	8	8	1	58	26
(武雄市)病児・病後児 保育施設(テトテ)	2	6	8	14	29

11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により専門家庭にいない小学生を預かり、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。利用希望者の増加に対応するため、小学校余裕教室でのクラブ開設、施設整備を進めています。

鹿島市の取組状況

【開設時間】 月曜日～金曜日の放課後 14時00分～19時00分
※18時10分～19時00分は延長サービス
土曜日及び長期休暇中 7時30分～18時10分
(ただし、日祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く)
【保護者負担金】 月曜日～金曜日利用の場合 児童一人あたり 4,000円/月
月曜日～土曜日利用の場合 児童一人あたり 5,000円/月
延長サービス利用の場合 児童一人あたり 1,000円/月

実績

[令和6年度 市内各クラブの状況]

(令和6年6月1日現在／単位：人)

学校名	クラブ名	実施場所	定員	登録児童数	支援員数
鹿 島 小	わんぱくクラブ・リス	鹿島小敷地内	40	41	4
	わんぱくクラブ・パソダ		40	37	4
	わんぱくクラブ・キリン	鹿島小校舎内	25	28	3
明 倫 小	げんきクラブ	明倫堂	40	39	4
	ほがらかクラブA	敷地内専用施設	40	42	4
	ほがらかクラブB		40	34	4
	ほがらかクラブC	体育館 MT ルーム	35	28	3
浜 小	光の子クラブA	むつごろう荘	21	18	2
	光の子クラブB	余裕教室	39	26	3
古 枝 小	ひまわりクラブA	敷地内専用施設	35	31	3
	ひまわりクラブB		35	32	3
北鹿島小	かがやきクラブA	敷地内専用施設	35	29	3
	かがやきクラブB		35	25	3
能古見小	すぎの子クラブ	余裕教室、パソコン室（半面）	55	50	4
七 浦 小	ゆめっ子クラブ	余裕教室	39	29	2
音成分校	星の子クラブ	多目的ホール	15	5	2
合 計			569	494	51

※土曜日利用の登録者数：121人

[放課後児童クラブ入部児童数の推移] (各年3月31日時点／単位：人)

学校名	クラブ名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿 島 小	わんぱくリス	30	35	29	31	34
	わんぱくパンダ	22	28	33	28	29
	わんぱくキリン	26	19	21	21	24
明 倫 小	げんき	35	38	35	37	40
	ほがらかA	34	31	38	33	39
	ほがらかB	33	28	35	34	36
	ほがらかC	13	23	23	32	27
北鹿島小	かがやきA	31	16	25	18	25
	かがやきB	12	23	21	27	25
能古見小	すぎの子	30	27	35	41	43
浜 小	光の子A	14	17	10	8	19
	光の子B	24	23	20	21	22
古 枝 小	ひまわり A	31	31	31	27	27
	ひまわり B	27	30	30	28	33
七 浦 小	ゆめっ子	14	16	15	21	25
音成分校	星の子	6	10	9	6	7
合計		382	395	410	413	455

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本市では現在実施していません。

義務教育を受ける児童・生徒の家庭に対しては、就学援助費の助成や生活保護による教育扶助費の支給を行っています。

13. 様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市では現在実施していません。



4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

本調査は、令和7年度～令和11年度を計画期間とする「第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため下記のとおり実施しました。

1. 調査地域

鹿島市内全域

2. 調査対象者及び調査実施方法

調査対象	調査実施方法
就学前（0歳から6歳までの）児童を持つ保護者	市内に在住する就学前児童の全保護者1,214人を対象として、郵送・施設配布、インターネット回答で調査を実施。
小学生（1年生から6年生）の児童を持つ保護者	市内の小学校生の全保護者1,540人を対象として、学校配布、インターネット回答で調査を実施。

3. 調査方法

住民基本台帳により

就学前児童 1,214人、小学生 1,540人の合計 2,754人

4. 調査期間

令和6年2月21日（水）～3月15日（金）

なお、前回（第二期計画策定）の調査は、平成31年2月に実施しています。

5. 回収状況

		配布数(A)	回収数(B)	回収率 (B)/(A)
就学前児童 保護者	【参考】前回	497人	365人	73.4%
	今回	1,214人	304人	25.0%
小学生児童 保護者	【参考】前回	505人	423人	83.8%
	今回	1,540人	301人	19.6%
合計	【参考】前回	1,002人	788人	78.6%
	今回	2,754人	605人	22.0%

6. 集計上の留意点

- ① アンケートはパーセントで表示しています。また、グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。集計した数値（%）について、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示をしているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
- ② 複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えます。
- ③ アンケート調査票の選択肢の文章が長い場合、図表の中では要約して表記している場合があります。
- ④ 回答が少数である場合の構成比については、特定の意向が強く反映される場合があることにご留意ください。
- ⑤ 本調査においては、調査項目によって複数のお子さんのデータを取得できるように設計しており、必ずしも、有効回答数と回答実数は一致しない場合があります。

(2) 調査結果の報告

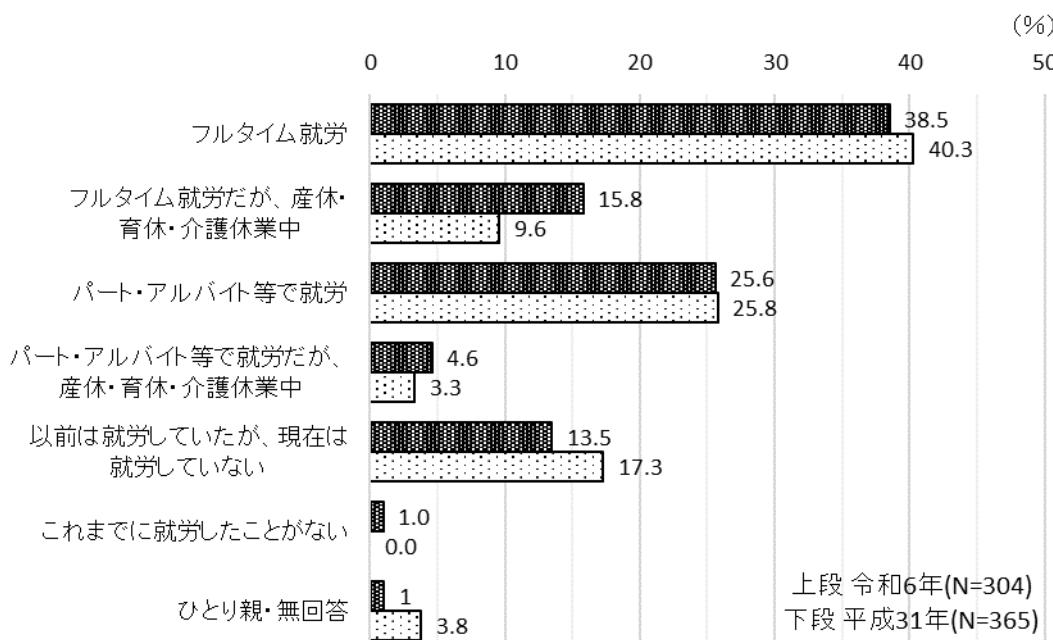
◎就学前児童調査より

1.保護者の就労状況について

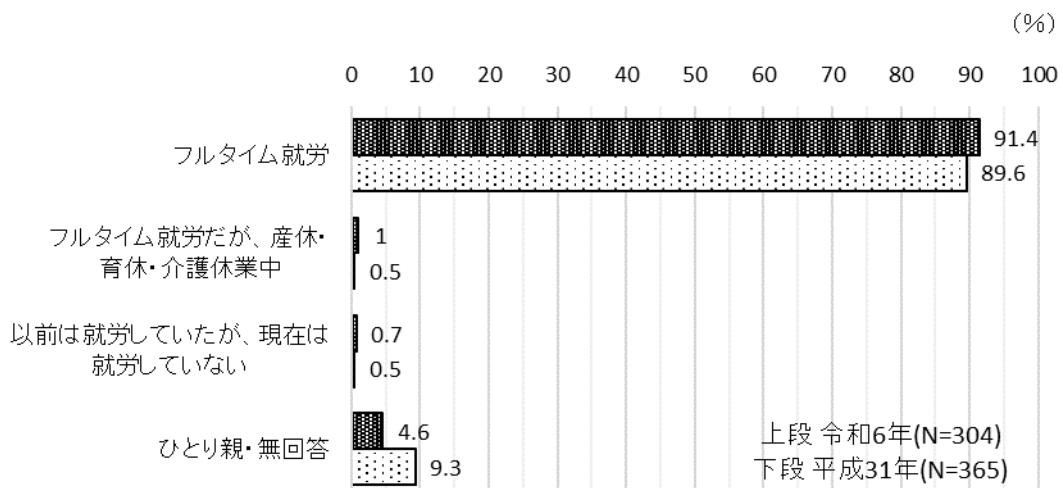
◆ 母親・父親の就労形態

母親の就労状況で、前回調査（平成31年）時と今回調査（令和6年）時を比較すると、休業中も含めると「フルタイム就労」が49.9%から54.3%に伸びています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が91.4%（前回調査時は89.6%）と大半を占めています。

【母親】



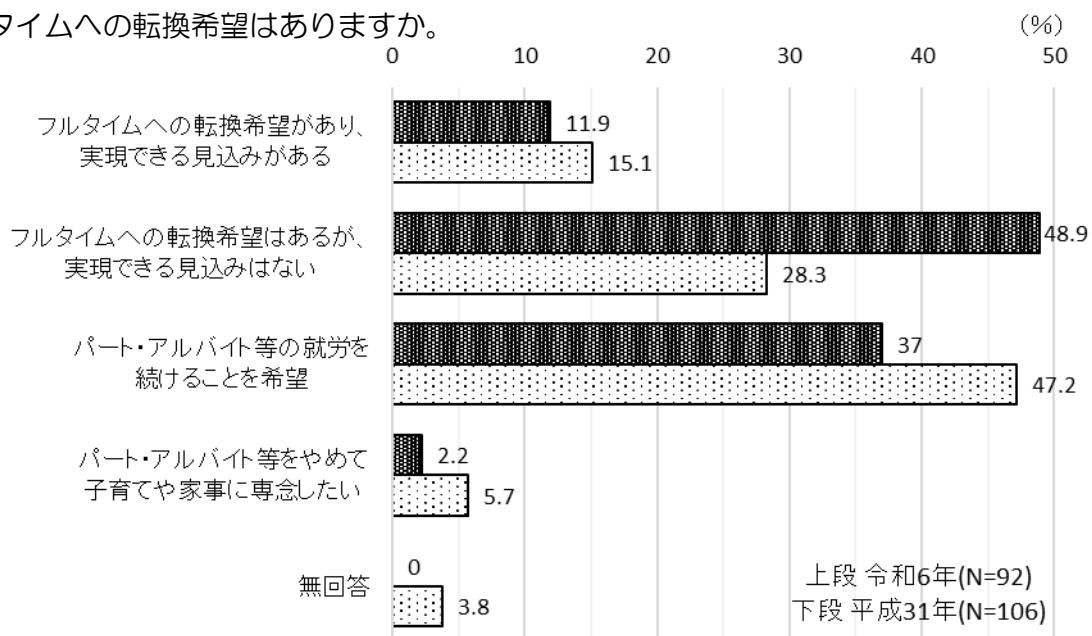
【父親】



◆フルタイムへの転換希望（母親のみ）

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、前回最も多かった「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が減少し、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が前回調査時よりも大きく伸びており、フルタイムでの就労意欲が強くなっているが、希望がかなっていない状況です。

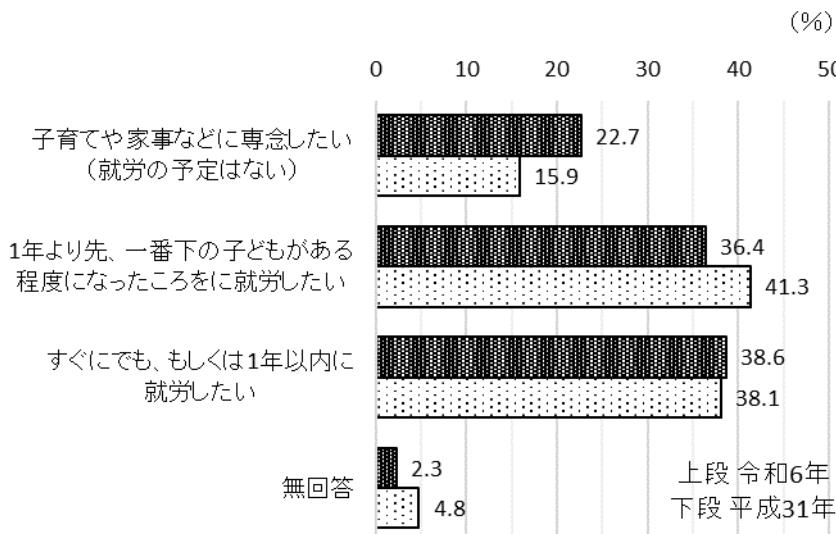
Q フルタイムへの転換希望はありますか。



◆現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向についてみると、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」・「1年より先、一番下の子どもがある程度になったころに就労したい」が約8割で、全体の就労意欲は強くなっています。一方で就労予定のない人も増えています。

Q 今後の就労希望はありますか。

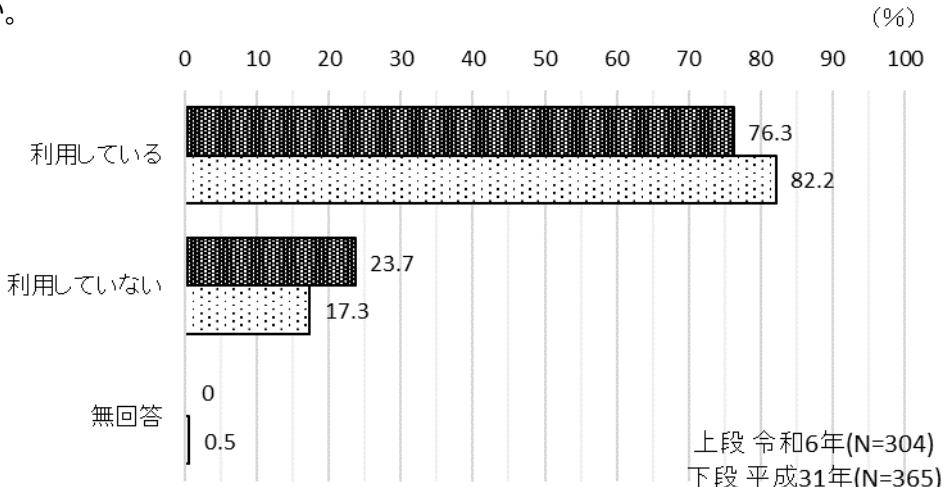


2.平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

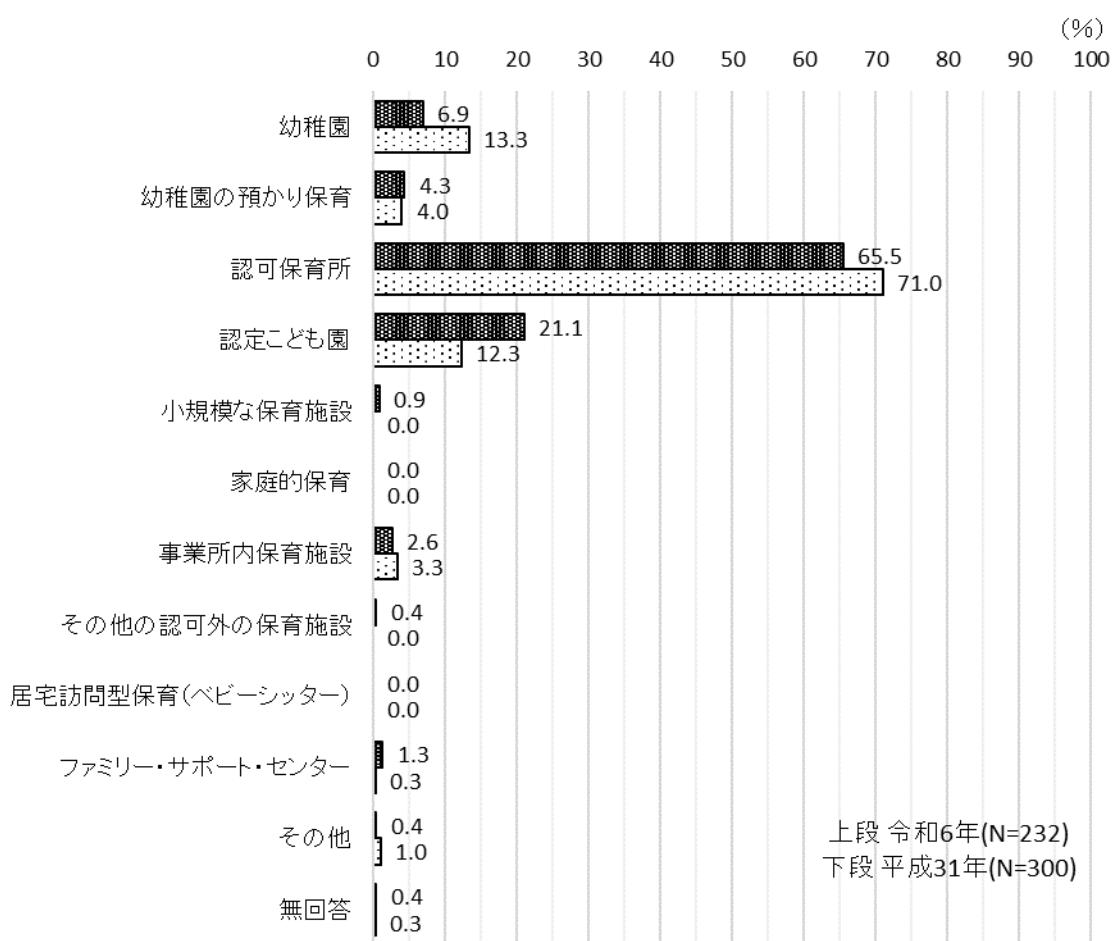
◆利用しているサービス

「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」人の割合は約8割となっています。市内4施設が認定こども園に移行したことで、幼稚園や認可保育所の利用者が減少し、認定こども園の利用者が増加しています。

Q お子さんは現在、幼稚園・保育所・認定こども園などの「定期的な教育・保育事業」を利用していますか。



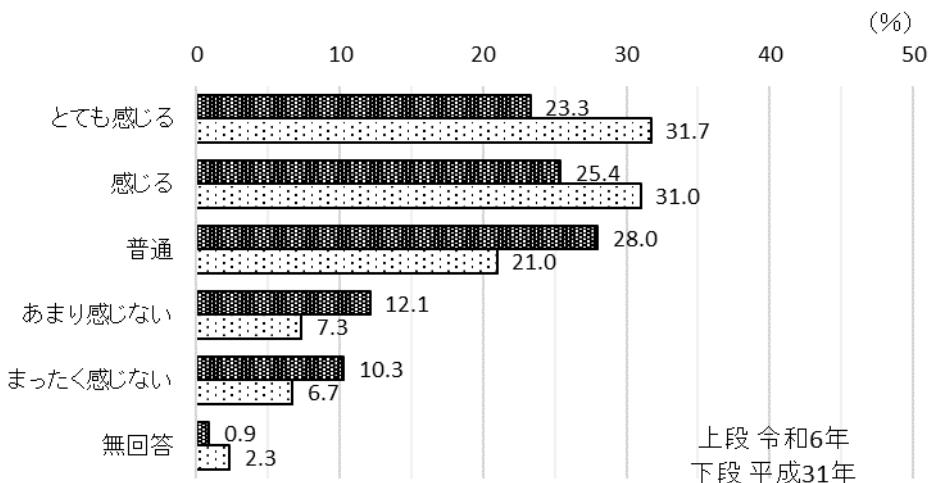
Q お子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。



◆施設選択理由と費用

施設・事業の利用に毎月かかる費用について負担に感じている人の割合は、「とても感じる」「感じる」が前回の62.7%、から48.7%に減少しました。令和元年10月からはじまった「幼児教育・保育の無償化」により、負担を重く感じる保護者が少くなりました。

Q 施設・事業の費用について、負担を重く感じますか。



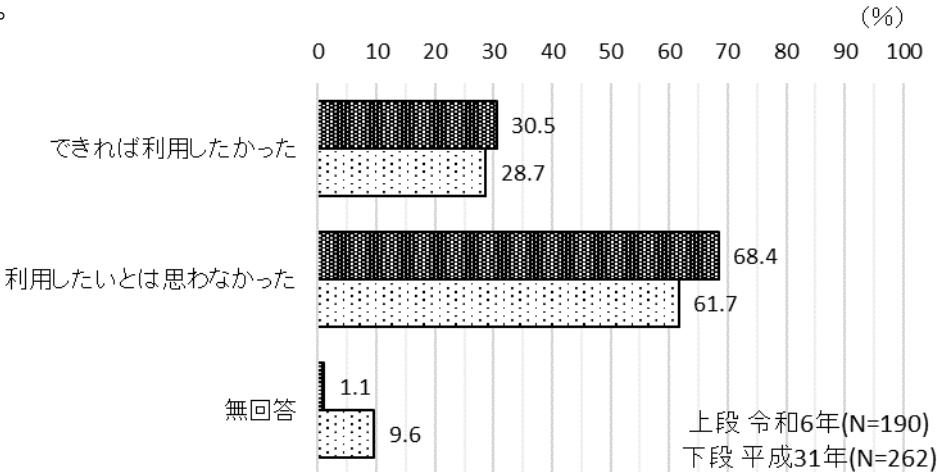
3.病児・病後児保育について

◆病児・病後児保育の利用意向について

父親または母親が休んで対処した人のうち、病児・病後保育を「できれば利用したかった」と思った人の割合は、約3割となっています。

本計画策定時は鹿島市内に病児・病後児保育施設はありませんが、近隣市町に対応できる施設があります。利用意向を持つ人たちに対して、更なる認知度を高め、実際の利用につなげていく必要があります。

Q 父親または母親が休んで対処した人のうち、できれば病児・病後児保育を利用したいと思いましたか。



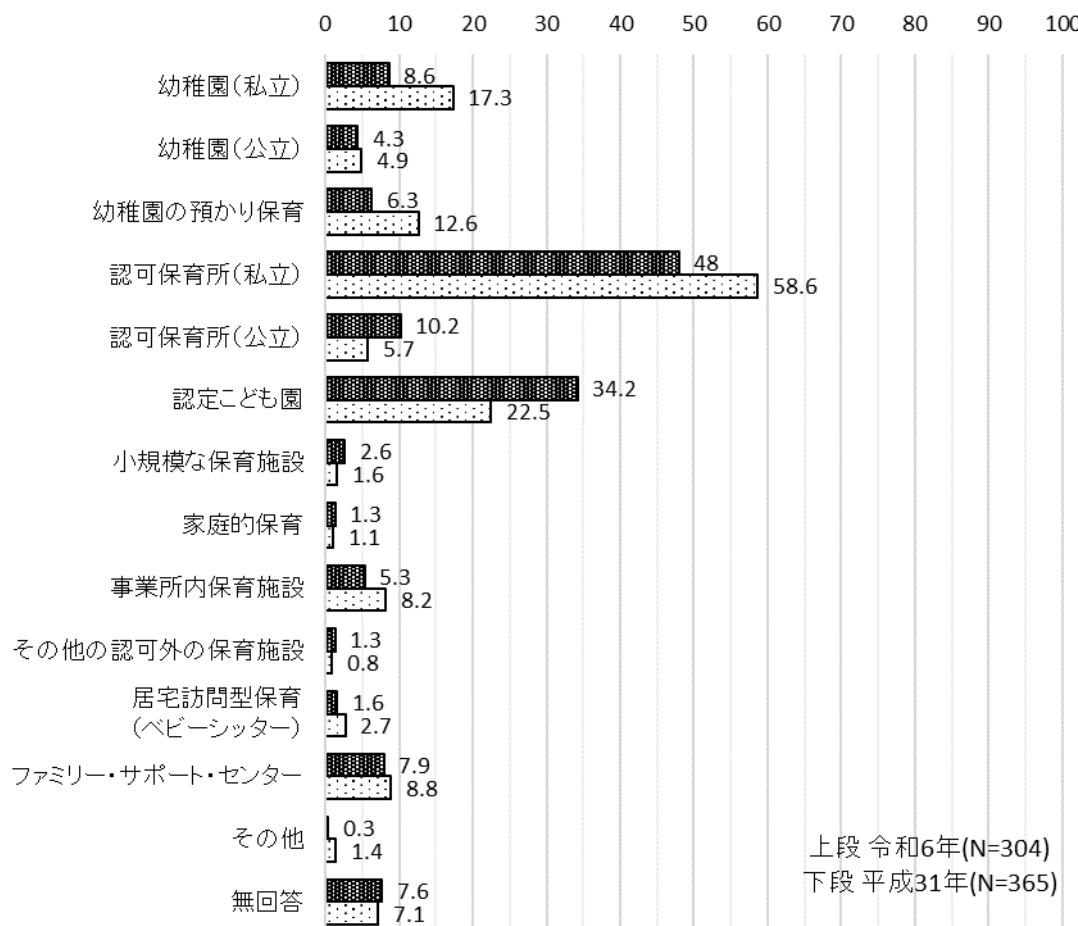
4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

◆今後利用したいサービスと場所

「認可保育所（私立）」が約5割で最も高くなっています。市内4施設が認定こども園に移行し、今回の調査では認定こども園の利用意向が増加しています。また、利用したい場所は、ほとんどの事業において、「鹿島市内」を望まれていました。

Q お子さんの平日の教育・保育事業として、今後「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(%)

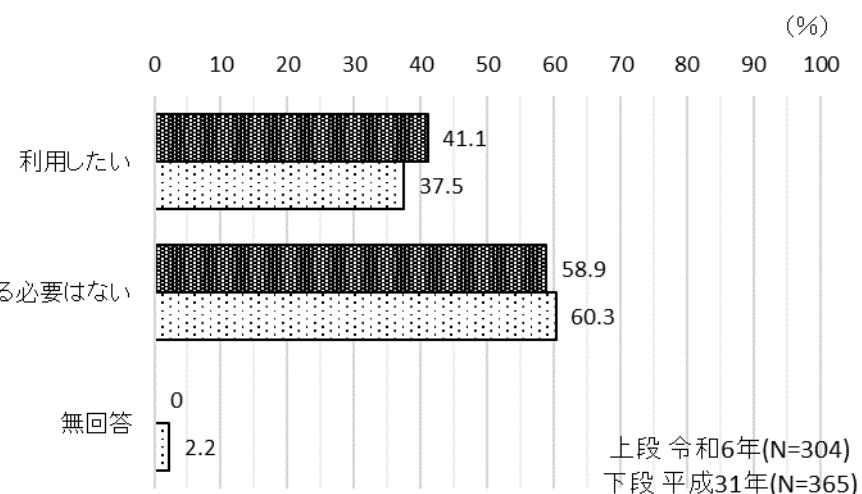


5.一時預かりについて

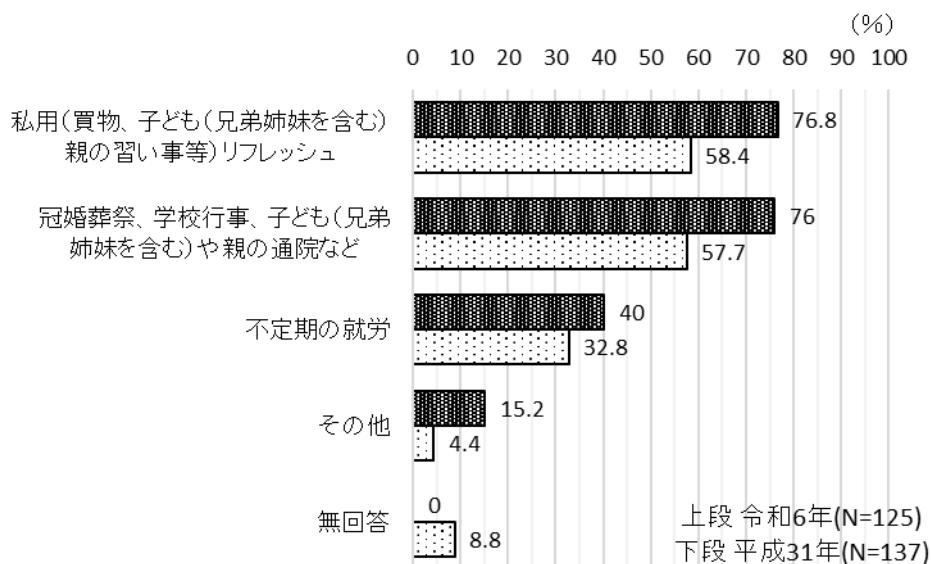
◆一時預かりの必要性について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要についてみると、「利用したい」が前回調査時の37.5%から41.1%と伸びています。その利用目的は「私用・リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が主となっており7割を超えています。

Q 私用等の理由で一時預かりの利用する必要がありますか



Q 上記で「利用したい」と回答した方で、どういう理由で預けたいですか。

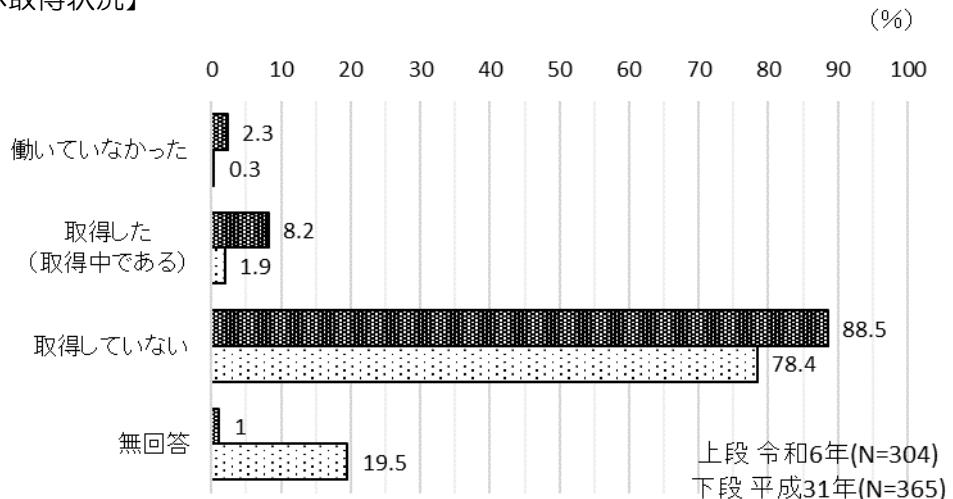


6.父親の育児休業制度等の取得状況

◆父親の育児休業制度の利用の有無

お子さんが生まれた時の育児休業取得の有無について、父親についてみると、いずれの調査時も「取得していない」が8割前後ですが、今回の調査時で育休取得をした方が25人いました（1.9%から8.2%まで増）。そのうち22人が1ヶ月以内、2人が2ヶ月、1人が半年取得されました。

【父親の育休取得状況】

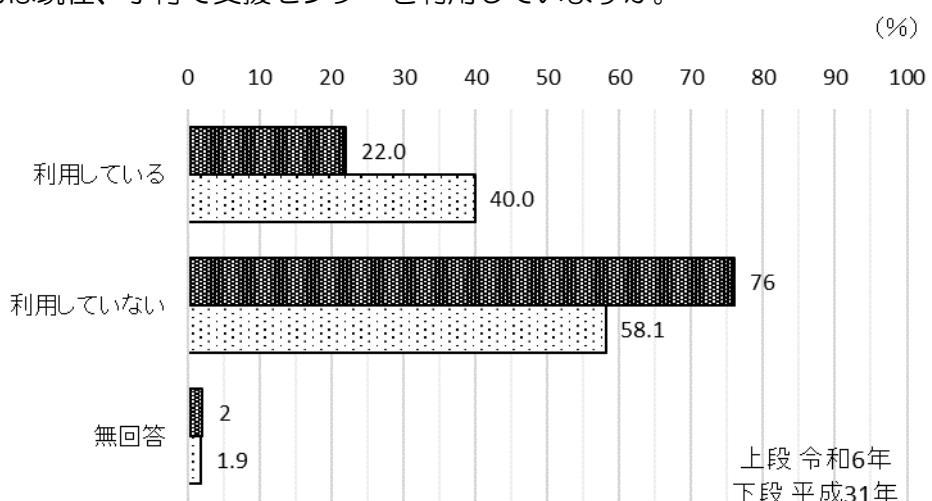


7.地域子育て支援拠点事業について

◆子育て支援センターの利用について

子育て支援センターの利用状況についてみると、「利用している」と答えた方は22.0%でした。新型コロナウイルスの影響で利用者は減少していましたが、徐々に回復してきているところです。利用していない理由についてみると、「普段は幼稚園や保育所などに通わせているため必要ない」48.9%、次いで「特に理由はない」(29.9%)、「忙しいから」(10.0%)となっています。

Q お子さんは現在、子育て支援センターを利用していますか。



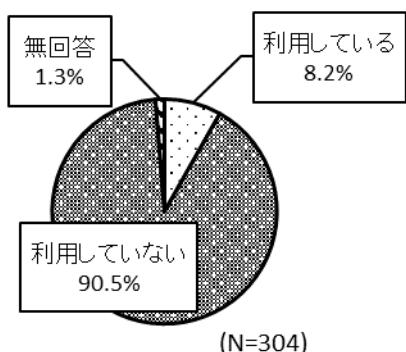
8. ファミリー・サポート・センター事業について

◆利用状況と利用していない理由（今回調査より実施）

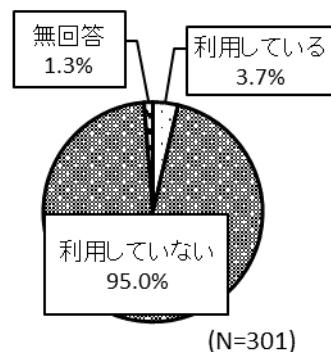
ファミリー・サポート・センター事業の利用状況についてみると、「利用している」と答えた方は8.2%（未就学児）、3.7%（就学児）となっています。利用していない理由についてみると、「利用する必要がない」がともに約6割を占めており、次いで「事業の内容を知らなかった」となっています。本事業の更なる認知度を高め、利用方法を広く周知させるための取り組みが必要となっています。

Q 現在、ファミリー・サポート・センターを利用していますか。

＜未就学児＞

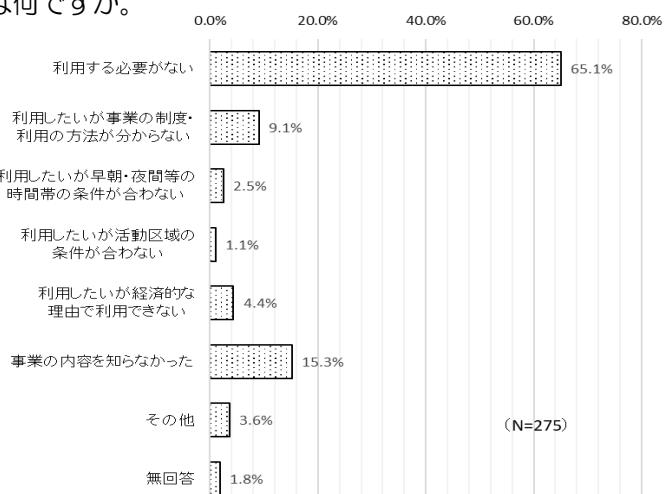


＜就学児＞

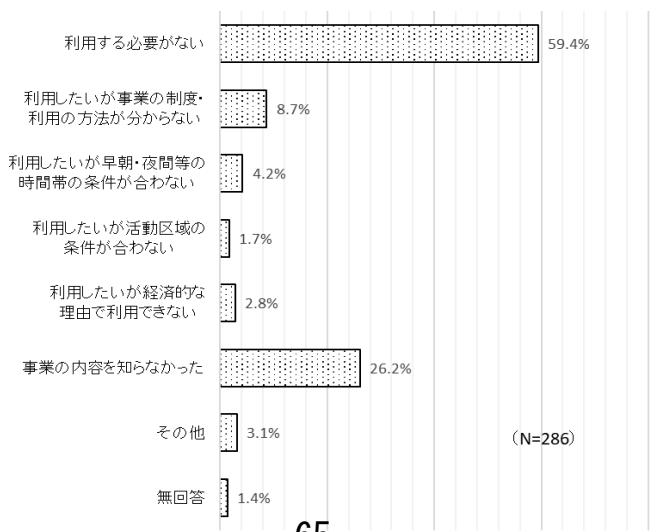


※「利用していない」理由は何ですか。

＜未就学児＞



＜就学児＞



9.放課後児童クラブ(今後の利用意向)について

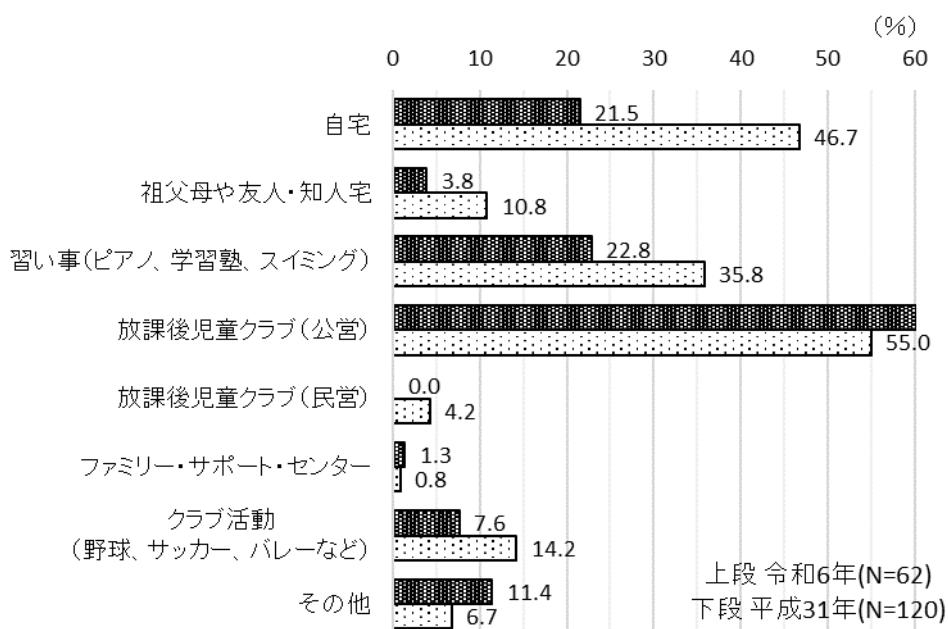
◆放課後児童クラブの利用意向

小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所についてみると、いずれの調査時でも「放課後児童クラブ（公営）」が最も高くなっています。次いで「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」、「自宅」と続いています。また放課後児童クラブの利用希望日数は、「5日」が85.5%を占めています。

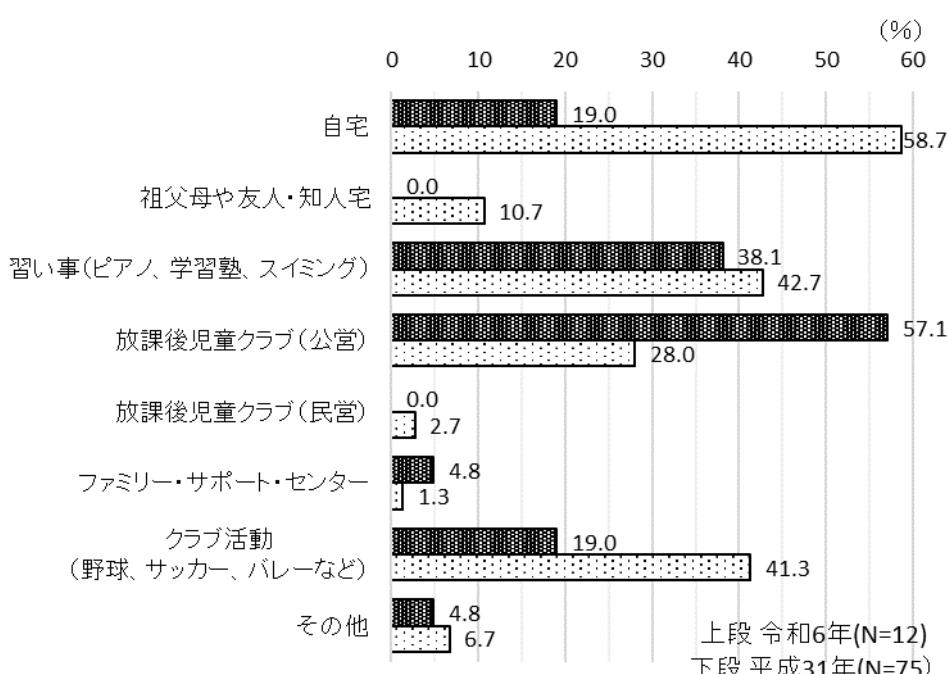
小学校高学年時になっても、「放課後児童クラブ（公営）」が最も多い、次いで「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」、「クラブ活動（野球、サッカー、バレーなど）」の順となっています。

Qお子さんについて、今後、学校終了後の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

【低学年】



【高学年】

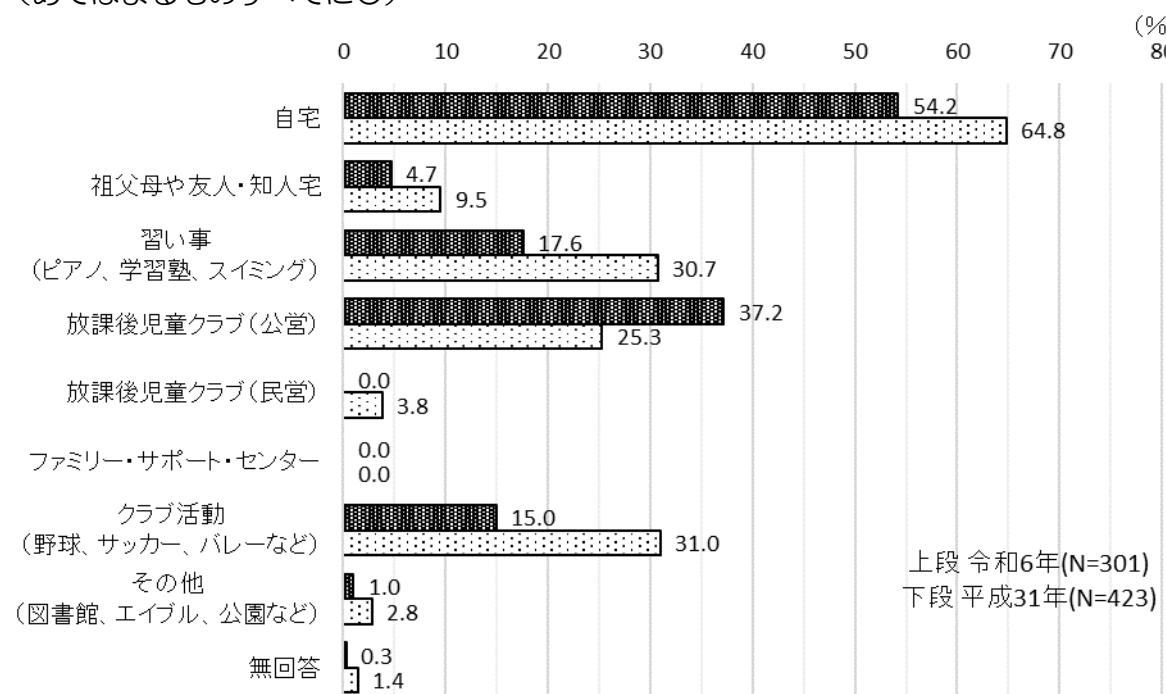


10.放課後児童クラブ（現在の利用状況）について

◆ 放課後を過ごす場所について

小学校の放課後をどのような場所で過ごしているかについてみると、今回の調査では「自宅」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（公営）」「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」「クラブ活動（野球、サッカー、バレー）」の順となっています。放課後児童クラブの利用が増加しています。

Q お子さんは、小学校の放課後（平日の小学校終了後）を、どのような場所で過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

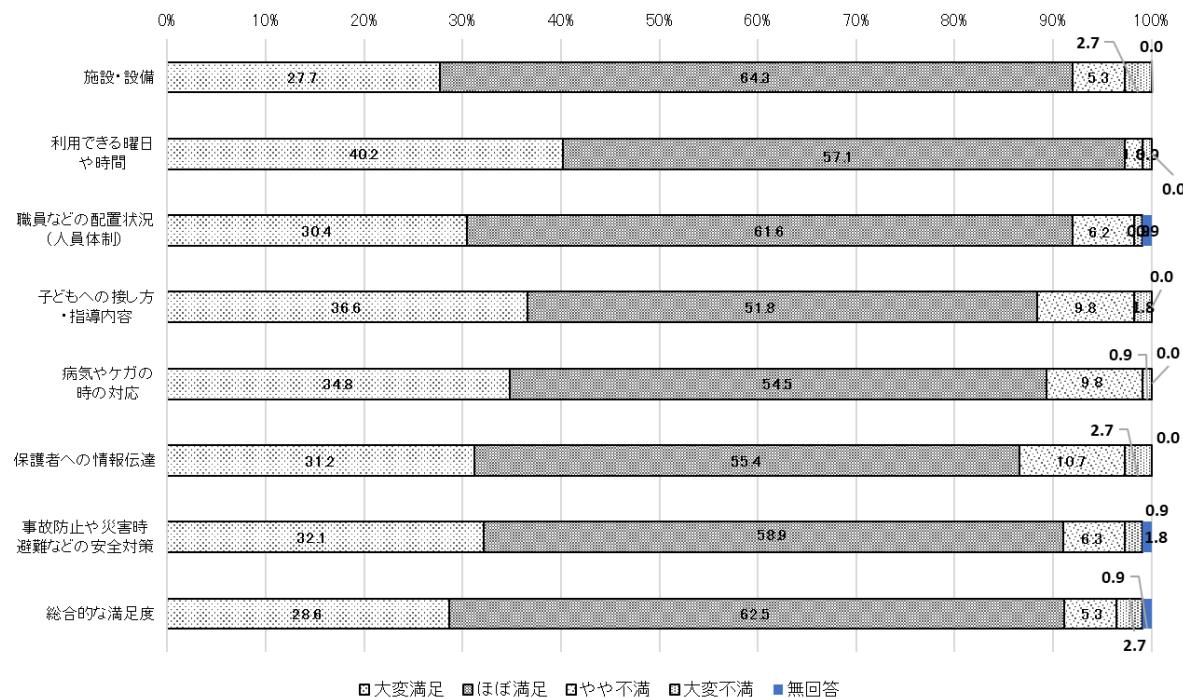


◆放課後児童クラブに対する満足度

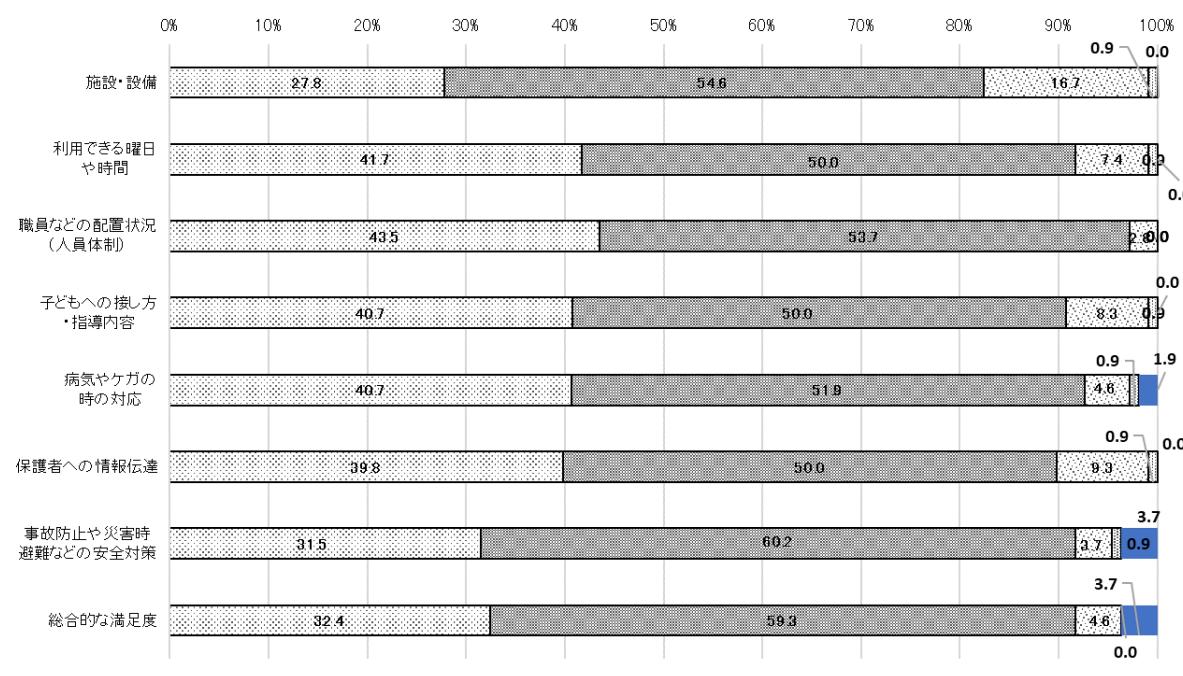
放課後児童クラブに対する満足度について、今回の調査では「大変満足」「ほぼ満足」を含めた割合が最も高かったのは「利用できる曜日や時間」、「施設、設備」、「職員などの配置状況（人員体制）」、「事故や災害時避難などの安全対策」は9割以上の満足度となっています。総合的な満足度としては91.1%となっており、高い満足度を得ています。

Q 現在、通っている放課後児童クラブに対する満足度は？

<今回調査時>



<前回調査時>



5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価

本市では、令和2年度から令和6年度までの5年間の「(第二期)鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間中は「鹿島市子ども・子育て会議」において各委員からの審議を経て、各事業等の点検評価を行い、計画実現に向けて取り組んでいます。

なお令和6年4月時点における取り組み状況は以下のとおりです。

A : 十分達成されている	4点
B : 概ね達成されている	3点
C : あまり達成されていない	2点
D : 推進もしくは実施されているが、現在達成されていない	1点
E : 完了、もしくは事業廃止・未実施	0点

主要施策の方向	評価					具体的な対応策
1. 子育て世代への支援	A	B	C	D	E	
①子育て支援サービスの充実	○					子育て支援センターの運営
②経済的支援の充実	○					各種手当や助成措置、令和元年度より高校生医療費助成拡充開始 令和4年度より出産・子育て応援金を給付
③相談体制、情報提供の充実	○					家庭相談員の配置、子育て総合相談センター運営開始
2. 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進	A	B	C	D	E	
①安心して妊娠、出産できる環境の整備	○					母子健康手帳交付や妊婦(産婦)健康診査受診票の交付、産前産後訪問の実施
②親子の健康の確保	○					乳幼児健診等での病気等の早期発見、産前産後訪問の実施
③食育の推進	○					離乳食教室(前期・後期)、幼児食教室の開催、食生活改善推進協議会による保育所等での食育教室、毎月広報紙による情報発信
3. 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備	A	B	C	D	E	
①学校における教育環境の整備	○					教育力の向上や社会教育の充実、赤ちゃん登校日の実施
②家庭の教育力の向上	○					家庭向けにリーフレット配布や児童が意欲を見出すような宿題を、各家庭で学習時間の目標時間の設定をして家庭内での教育向上を図る

	③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	<input type="radio"/>					保健教育による啓発
4. 子育てと社会参加の両立支援	A B C D E						
①就業環境の整備			<input type="radio"/>				働き方改革や育休取得推進
②保育サービスの充実	<input type="radio"/>						市内各施設において児童の受皿体制の確保、延長保育や一時預かり事業等の実施
③放課後児童健全育成事業	<input type="radio"/>						放課後児童クラブへの児童の受入体制確保、支援員の確保対策
④放課後子ども教室推進の充実			<input type="radio"/>				放課後や週末に児童へ安全安心な居場所提供づくり
5. 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	A B C D E						
①児童虐待防止策の充実	<input type="radio"/>						虐待ケースや相談に携わる関係者へ児童虐待事例と対応等の研修会実施
②ひとり親家庭等の自立支援	<input type="radio"/>						母子父子自立支援員の設置 関係機関との連携
③障がいのある子どもがいる家庭への支援	<input type="radio"/>						相談員の設置や障害基本計画策定をし、放課後等ディイや特別支援学校への案内など関係機関との連携
6. 安全・安心なまちづくりの推進	A B C D E						
①子育てを支える地域社会の形成		<input type="radio"/>					民生児童委員や母子保健推進員との連携、子育てサークルでの育児にかかる保護者間での情報交換
②子どもの安全の確保	<input type="radio"/>						幼少期から交通安全意識向上のため「交通安全フェスタ」の実施
③犯罪等の被害にあわないための環境整備	<input type="radio"/>						地域での防犯パトロール、青色防犯パトロールの実施
④子育てを支援する生活環境の整備	<input type="radio"/>						道路のバリアフリー化、未就学児の集団移動経路の点検
合 計	17	2	1	0	0		達成率：95%

第二期計画時の教育・保育施設の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業状況

＜教育・保育施設の確保状況＞

○各年度末での実績値となります。

各施設にて弾力的運営により定員を超えての受入れで対応が出来ています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

1号認定（3～5歳教育希望）		R2	R3	R4	R5
量の見込み (利用者数)	計画 (A)	80	83	75	100
	実績 (B)	86	108	97	125
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	87	97	97	110
	特定地域型保育事業	—	—	—	—
	計	87	97	97	110
	特定教育・保育施設	85	108	107	114
	特定地域型保育事業	—	—	—	—
	計	85	108	107	114
	計画と実績の差	(D)-(C)	-2	11	10
進捗率		(D)/(C)	98%	111%	110%
提供量と利用者数の差		実績 (D)-(B)	-1	0	10
					-11

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

2号認定（3～5歳保育希望）		R2	R3	R4	R5
量の見込み (利用者数)	計画 (A)	668	684	678	620
	実績 (B)	666	644	632	581
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	706	696	696	640
	特定地域型保育事業	—	—	—	—
	計	706	696	696	640
	特定教育・保育施設	678	646	632	604
	特定地域型保育事業	—	—	—	—
	計	678	646	632	604
	計画と実績の差	(D)-(C)	-28	-50	-64
進捗率		(D)/(C)	96%	93%	91%
提供量と利用者数の差		実績 (D)-(B)	12	2	0
					23

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

3号認定（1～2歳保育希望）		R2	R3	R4	R5
量の見込み (利用者数)	計画(A)	375	371	381	325
	実績(B)	380	347	333	301
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	計画(C)	380	380	381
	特定地域型保育事業		—	—	—
	計		380	380	381
	特定教育・保育施設	実績(D)	342	348	331
	特定地域型保育事業		—	—	—
	計		342	348	331
	計画と実績の差	(D)-(C)	-38	-32	-50
	進捗率	(D)/(C)	90%	92%	87%
提供量と利用者数の差		実績 (D)-(B)	-38	1	-2
					1

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

3号認定(0歳保育希望)		R2	R3	R4	R5
量の見込み (利用者数)	計画(A)	44	41	30	110
	実績(B)	126	135	130	110
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	計画(C)	44	44	43
	特定地域型保育事業		—	—	—
	計		44	44	43
	特定教育・保育施設	実績(D)	75	90	86
	特定地域型保育事業		—	—	—
	計		75	90	86
	計画と実績の差	(D)-(C)	31	46	43
	進捗率	(D)/(C)	170%	205%	200%
提供量と利用者数の差		実績 (D)-(B)	-51	-45	-44
					-22

<利用者支援事業の利用状況>

○特定型・市内1施設（子育て支援センター内） 平成31年4月開設

■量の見込みと確保方策

(単位：箇所)

実施施設における利用者専門員配置		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	1	1	1	1
	実績 (B)	1	1	1	1
確保方策	計画 (C)	1	1	1	1
	実績 (D)	1	1	1	1
進捗率	(D) / (C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	0	0	0	0

○母子保健型・市内1施設（鹿島市保健センター内）で構えています。

■量の見込みと確保方策

(単位：箇所)

実施施設における利用者専門員配置		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	1	1	1	1
	実績 (B)	1	1	1	1
確保方策	計画 (C)	1	1	1	1
	実績 (D)	1	1	1	1
進捗率	(D) / (C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	0	0	0	0

＜地域子育て支援拠点事業の利用状況＞

○平成 26 年 10 月より市内 1 施設（子育て支援センター内）で構えています。

なお、平成 31 年度の利用者数は 16,831 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日／年間)

対象年齢（0～2歳児）		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	20,000	20,000	20,000	20,000
	実績 (B)	9,144	9,233	9,159	14,261
確保方策	計画 (C)	20,000	20,000	20,000	20,000
	実績 (D)	20,000	20,000	20,000	20,000
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	10,856	10,767	10,841	5,739

＜妊婦健康診査の利用状況＞

○受入の確保は出来ています。なお、平成 31 年度の利用者数は 321 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：実受診者／人)

妊婦		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	400	400	400	300
	実績 (B)	323	307	255	255
確保方策	計画 (C)	400	400	400	300
	実績 (D)	400	400	400	300
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	77	93	145	45

＜乳児家庭全戸訪問事業の利用状況＞

○受入の確保は出来ています。なお、平成31年度の利用者数は226人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

対象年齢(0歳児)		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画(A)	250	250	250	200
	実績(B)	176	178	147	124
確保方策	計画(C)	250	250	250	200
	実績(D)	250	250	250	200
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績(D)-(B)	74	72	103	76

＜養育支援訪問事業の利用状況＞

○確保方策を超えており、今後も増える予測があるため、別事業で対策を行っています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

支援人数		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画(A)	24	24	24	24
	実績(B)	0	0	0	0
確保方策	計画(C)	24	24	24	24
	実績(D)	24	24	24	24
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績(D)-(B)	24	24	24	24

＜子育て短期支援事業の利用状況＞

○計画ではショートステイ事業・トワイライト事業を対象としていました。

なお、平成31年度は55件の利用実績がありました。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日)

対象年齢（0歳～18歳）		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	20	20	20	20
	実績 (B)	48	19	18	35
確保方策	計画 (C)	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績 (D)	1か所	1か所	1か所	1か所
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%

＜子育て相互援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況＞

○依頼及び援助会員の確保に務め、受入の体制はできています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日／年間)

対象年齢（0歳～小学6年生）		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	40	40	40	40
	実績 (B)	17	69	261	289
確保方策	計画 (C)	40	40	40	40
	実績 (D)	40	40	40	40
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	23	-29	-221	-249

＜一時預かり（幼稚園）事業の利用状況＞

○受入の体制はできています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日／年間)

		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	4,548	4,468	4,310	7,393
	実績 (B)	3,850	6,925	6,830	9,154
確保方策	計画 (C)	4,548	4,468	4,310	7,393
	実績 (D)	4,548	7,468	7,310	7,393
進捗率	(D) / (C)	100%	167%	170%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	698	543	480	-1,761

＜一時預かり（保育所）事業の利用状況＞

○受入の体制はできています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日／年間)

		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	1,175	1,165	1,142	1,140
	実績 (B)	1,071	905	521	471
確保方策	計画 (C)	1,175	1,165	1,142	1,140
	実績 (D)	1,175	1,165	1,142	1,140
進捗率	(D) / (C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	104	260	621	669

＜延長保育事業の利用状況＞

○確保数より超えているものの、各施設での在園児の受入体制は出来ています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人／年間)

		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	8,820	8,707	8,518	8,510
	実績 (B)	8,537	6,611	7,435	6,388
確保方策	計画 (C)	8,820	8,707	8,518	8,510
	実績 (D)	8,820	8,707	8,518	8,510
進捗率	(D) / (C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	283	2,096	1,083	2,122

＜病児・病後児保育事業の利用状況＞

○市外施設を利用して受け入れを行っています。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

支援人数		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	40	40	40	40
	実績 (B)	16	17	72	61
確保方策	計画 (C)	40	40	40	40
	実績 (D)	40	40	40	40
進捗率	(D) / (C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	24	23	-32	-21

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況>

○各クラブとも児童の受入体制は出来ています。

・鹿島小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 78 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	89	88	92	87
	実績 (B)	82	83	80	87
確保方策	計画 (C)	105	105	105	105
	実績 (D)	105	105	105	105
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	23	22	25	18

・明倫小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 115 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	135	130	127	119
	実績 (B)	120	131	136	142
確保方策	計画 (C)	135	145	145	145
	実績 (D)	135	135	155	155
進捗率	(D)／(C)	100%	93%	107%	107%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	15	4	19	13

・浜小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 38 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	49	41	46	46
	実績 (B)	40	30	29	41
確保方策	計画 (C)	60	60	60	60
	実績 (D)	60	60	60	60
進捗率	(D)／(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	20	30	31	19

・古枝小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 58 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	70	70	65	61
	実績 (B)	61	61	55	60
確保方策	計画 (C)	70	70	70	70
	実績 (D)	70	70	70	70
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	9	9	15	10

・北鹿島小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 43 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	52	57	60	70
	実績 (B)	39	46	45	50
確保方策	計画 (C)	70	70	70	70
	実績 (D)	70	70	70	70
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	31	24	25	20

・能古見小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 30 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	39	39	39	35
	実績 (B)	27	35	41	43
確保方策	計画 (C)	39	39	39	39
	実績 (D)	39	39	39	39
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	12	4	-2	-4

・七浦小校区

※平成 31 年度の利用児童数は 14 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	21	18	13	17
	実績 (B)	16	15	21	25
確保方策	計画 (C)	39	39	39	39
	実績 (D)	39	39	39	39
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	23	24	18	14

・七浦小校区（音成分校）

※平成 31 年度の利用児童数は 6 人でした。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

全学年受入対象		R2	R3	R4	R5
量の見込み	計画 (A)	9	8	7	7
	実績 (B)	10	9	6	7
確保方策	計画 (C)	15	15	15	15
	実績 (D)	15	15	15	15
進捗率	(D)/(C)	100%	100%	100%	100%
確保方策と量の見込みの差	実績 (D)-(B)	5	6	9	8

6. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は、前回・今回の調査とともに「認可保育所」が大半を占めています。しかし、今回の調査では平成27年度から始まった「子ども・子育て新制度（以下「新制度」という。）」に伴い、4施設が「認定こども園」に移行したため、利用者の動きが見える結果となっています。

これからも保護者の就労を中心に多様なニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。そのため、既存の施設における設備の充実、幼稚園教諭や保育教諭、保育士の知識・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合うだけの人材の確保も大きな課題となっています。併せて、個々の乳幼児や児童の体質に合わせた食事等への配慮のため、設備の充実や専門の人材の確保等も課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

●病児・病後児保育事業や一時預かり事業に対する就学前保護者のニーズは3割前後と、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズ量に見合った事業内容の充実を図る必要があります。

●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらに緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め、一層の充実が必要です。孤立した育児によって虐待につながることのないよう、子育て短期支援事業等の充実と受け皿の確保を図ることが求められています。

●「鹿島市子育て支援センター」については、ニーズ調査における利用状況において、前回の40.0%と比較すると今回は22.0%と低下しています。今後も新規の利用者へ向けた継続的なPR活動を行う必要があります。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）については、令和6年6月1日現在、放課後児童クラブの登録児童数は494名であり、登録児童数は年々増加しています。ニーズ調査でも、前回調査と比較すると、小学校低学年・高学年ともに放課後は放課後児童クラブで過ごさせたいと考えている保護者が増加しています。

こうした需要に対応し、希望するすべての児童が利用できるよう放課後児童クラブの整備推進を行ってきました。また、今後のニーズへの的確な対応を図るため、運営指針に基づいた適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、利用児童の増加に伴い、支援員の確保も必要です。さらには、放課後や週末に、学校や余裕教室、公民館等を活用して、子どもの安心・安全な居場所を提供し、地域で見守る等様々な受け入れ体制づくりも検討する必要があります。

●保護者が気軽に相談できる窓口としては、「鹿島市子育て支援センター」のほか、「赤ちゃん相談・2カ月児相談」等があります。ニーズ調査結果に就学前保護者の利用経験をみると「赤ちゃん相談・2カ月児相談」は48.0%と前回調査の61.4%から減少しています。このような結果を受け、妊娠前から妊婦の段階、出産から子育ての段階に生じる子育ての悩みを、気軽に相談できる環境および相互に連携する形が整えられた相談窓口として、子育て支援センターや「鹿島市子育て総合相談センター」などの更なるPR活動を行い、周知徹底を図ります。

●不妊治療に対する補助の周知や、多子世帯に対する経済的支援なども検討する必要があります。

●子育てに関する情報の入手方法については、主に親族や知人・友人、各種施設からとなっています（約5割～6割）が、情報化社会となっている昨今、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で子育てに関する情報を入手する動きが多くなってきています（約6割弱）。今後も本市ホームページやパンフレット等のほか、SNSを通じて保護者向けに最新の情報発信をしていく必要があります。

●犯罪や事故を未然に防いで子どもたちを守るためにには、地域での声掛けや見守り等、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要となっています。

●身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士で気軽な相談や情報交換等ができるよう、特に母親同士が集まれる場やイベント等を設ける必要があります。既に子育て支援センターでは、そういった活動が行われていますが更なる周知が求められます。

●併せて、個々の活動だけではなく行政機関、民生児童委員、小中学校や幼稚園・保育所等、PTA・育友会など、子どもを取り巻く関係機関でスムーズな連携を取り、市全体で子どもたちを支援することが求められています。

（3）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

●児童虐待防止対策の取り組みである「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童虐待防止研修会開催）」「乳児家庭全戸訪問事業」等は大変重要です。また「児童虐待」については身近な社会問題として捉えられており、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。



●社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設面や人材確保等の面で充実を図る必要があります。

●ひとり親家庭等については、「児童扶養手当支給」「ひとり親家庭等の医療費助成」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

●障がいのある子どもに対する各種サービスの充実とともに、早期発見を目的とした健診の実施、発達障がいのある子どもの早期療育を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るために学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

●就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親65.5%（前回48.4%）、父親8.2%（前回1.9%）と、ともに利用者は増加していますが、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。

●子育てをしながら就労する人の増加に伴い、各企業に対して、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取り組みが求められています。また、女性の社会進出に伴って、認定こども園や保育所等を利用する保護者が増える傾向であり、施設内で保育される子どもの健全育成のためにも、「ワーク・ライフ・バランス」の実現により、家庭において、親子の時間をしっかりと確保することも重要となっています。

●家庭での教育力向上のため、また、父親の育児参加を推進するために、各イベントや講座を設け、保護者自身の質の向上を目指す支援についても充実を図る必要があります。

(5) 安全・安心な子育て環境の充実

●安全・安心な子育て環境において、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取り組みであり、現在、実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、新入学児童を対象とした「交通安全フェスタIN鹿島」など、歩行者にやさしい交通環境の整備など事業の充実を図る必要があります。

(6) 青少年の健全育成の充実

●本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、今後も子どもの心身を育むための重要な役割として継続する必要があります。



第V部

參考資料

1. 計画策定の経緯

年 月	内 容
令和6年1月	令和5年度 鹿島市子ども・子育て会議 ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画について ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に係る点検・評価について ・次期鹿島市子ども・子育て支援事業計画の策定について (ニーズ調査について)
令和6年2月～3月	鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 (調査期間：令和6年2月21日～3月15日)
令和6年12月	第1回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・次期計画策定のためのニーズ調査結果について ・第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年1月～2月	パブリックコメント実施 ・第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（案）の公表
令和2年2月	第2回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
令和2年3月	第三期鹿島市子ども・子育て支援事業計画 策定

2. 鹿島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鹿島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、法第6条第2項に規定する子どもの保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。（鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

4 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

[次のように]略

附 則（平成28年条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3. 鹿島市子ども・子育て会議委員

No.	選出区分	委員氏名 〔任期：令和5年度～令和6年度〕	備 考
1	学識経験者	鍋島 恵美子	西九州大学短期大学部 名誉教授
2	教育関係者	武富 貞祐	市小中学校校長会 代表（明倫小学校・校長）
3		西河 弘史	明朗幼稚園 園長
4		橋本 千恵美	鹿島カトリック幼稚園 教諭
5	保育関係者	中岡 結美	若草保育園 副園長
6		池田 真耶	みどり園 園長
7	事業者関係者	中島 健	鹿島商工会議所
8	労働者関係者	田栗 多佳子	連合佐賀南部地域協議会 事務局長
9	児童保護者 関係者	松本 春之	市P T A連合会 理事（浜小学校）
10		下條 ねね	放課後児童クラブ (鹿島小わんぱくクラブ) 保護者
11		荒木 拓	鹿島保育園 保護者
12		山本 香奈	旭ヶ岡保育園 保護者
13	行政関係者	藤家 耕子	市民生児童委員連絡協議会 副会長 (鹿島地区民生児童委員協議会会長)
14		田中 安子	市主任児童委員部会 部長 (能古見地区主任児童委員)
15		今村 真澄	市家庭相談員
16		迎 りつ子	市子育て支援センター指導員



第三期 鹿島市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行 佐賀県鹿島市
編 集 鹿島市福祉課

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1
電 話 0954-63-2119 ／ FAX 0954-63-2128
E-mail fukushi@city.saga-kashima.lg.jp
ホーメページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>



鹿島市制施行70周年記念